

# 令和5年度事業報告書

独立行政法人 国際観光振興機構

## 目次

1. 法人の長によるメッセージ	3
2. 法人の目的、業務内容	6
(1)法人の目的	
(2)業務内容	
3. 政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)	7
4. 中期目標	9
(1)概要	
(2)一定の事業等のまとめりごとの目標	
5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等	10
6. 中期計画及び年度計画	11
7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉	16
(1)ガバナンスの状況	
(2)役員等の状況	
(3)職員の状況	
(4)重要な施設等の整備等の状況	
(5)純資産の状況	
(6)財源の状況	
(7)社会及び環境への配慮等の状況	
(8)法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉	
8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策	21
(1)リスク管理の状況	
(2)業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況	
9. 業績の適正な評価の前提情報	24
10. 業務の成果と使用した資源との対比	26
(1)当事業年度の主な業務成果・業務実績	
(2)自己評価	
(3)当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況	
11. 予算と決算との対比	32
12. 財務諸表	33
(1)貸借対照表	
(2)行政コスト計算書	
(3)損益計算書	
(4)純資産変動計算書	
(5)キャッシュ・フロー計算書	
13. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報	36
(1)貸借対照表	
(2)行政コスト計算書	
(3)損益計算書	
(4)純資産変動計算書	
(5)キャッシュ・フロー計算書	
14. 内部統制の運用に関する情報	38
15. 法人の基本情報	40
(1)沿革	
(2)設立に関する根拠法	
(3)主務大臣	

(4)組織図	
(5)事務所の所在地	
(6)主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況	
(7)主要な財務データの経年比較	
(8)翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画	
16. 参考情報	48
(1)要約した財務諸表の科目の説明	
(2)その他公表資料等との関係の説明	

# 1. 法人の長によるメッセージ

当機構は 1964 年に設立以来、インバウンドの発展・拡大に向けた取り組みにおいて中核的な役割を果たし、訪日プロモーション事業の実施主体として観光立国の実現に向けて国が掲げる目標の達成に貢献してきました。

その結果、2019 年には訪日外国人旅行者数が過去最高の 3,188 万人を記録するまで伸長しましたが、翌 2020 年から新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大した影響により、インバウンドは大きな打撃を受けました。

しかし、日本において水際措置が大幅緩和された 2022 年 10 月以降、訪日外国人旅行者数は右肩上がりで急回復を遂げ、2023 年は訪日外国人旅行者数が 2,506 万人を記録し、2024 年 3 月には 308 万人と単月として過去最高を更新するとともに、初めて 300 万人を突破しました。これは、コロナ禍においても、国内の地方自治体・DMO・観光関連事業者の皆様からの協力を得て、プロモーションを継続した結果でもあると考えています。

2023 年度は、当機構の第五期中期目標期間（2023 年度から 2027 年度）の初年度目に当たり、インバウンド再スタートの年として、セミナー、商談会等の大規模イベントや、海外の旅行業界・メディア関係者を招請する等の多くの対面による事業を再開させ、これらにコロナ禍の間にノウハウを蓄積したデジタルマーケティングの本格運用を加えることで、インバウンドの回復を支えて参りました。その具体的なものは以下のとおりです。

- 訪日マーケティング業務

- (1) 市場別プロモーションの展開

コロナ後の訪日回復基調の波を地方部に波及させるため、特に、リピーターが多い大市場であるアジア圏のキープレイヤーとの協働に力を入れ、新規就航・復便に合わせた地方路線の需要喚起や、大手オンライン旅行代理店との連携による地方コンテンツを強調した販促キャンペーン等を切れ目なく展開しました。

- (2) 市場横断プロモーションの展開

訪日外国人旅行者数の回復のみならず、コロナ禍前からの課題であった外国人旅行者の消費額増大や地方誘客を促進するため、テーマ別のマーケティング戦略に基づき、高付加価値旅行、アドベンチャートラベル、大阪・関西万博のプロモーションを展開しました。

- 国際会議等の誘致・開催支援

「2030 年までに世界 5 位以内」との政府目標達成に向け、国内外のネットワークを最大限活用し、①世界の最新動向の把握と国内関係者へのキャッチアップ支援、②世界に向けた日本の優良事例を発信するとともに、日本の競争力向上の重要な要素である人材についても、即戦力育成を念頭に実践的な研修を実施しました。

- 国内支援業務（デスティネーションとしての魅力向上に向けた取組）

- (1) 地方への支援強化

インバウンドに取り組む地域を支援するため、全国 10 都市での研修会やオンラインセミナー、個別コンサルティングなど、具体の課題に応じた支援を実施し、各地域における取組推進に貢献しました。

(2) 訪日旅行の満足向上に資する取組(受入環境整備)

観光案内所相互の連携・協働を促進し、実践力の高い人材育成に取り組みました。また、多様なチャネルを用いた訪日外国人旅行者の安全・安心の確保に資する受入環境整備を推進したほか、全国通訳案内士試験については、効率化を図りながら試験事務の実施を着実に行いました。

さらに、当機構では、組織・管理面の取組としては、2023 年度、以下のような取組を行いました。

● 海外事務所の開設

北欧地域からのインバウンド促進を目指し、スウェーデン・ストックホルムに 26 ヶ所目となる海外事務所を開設しました。

● 内部統制の強化

海外事務所におけるリスク管理・コンプライアンス強化のため、従来の監査と連携し管理部門による実地点検を実施しました。

2024 年度は「持続可能な観光」「消費額拡大」「地方誘客促進」の 3 つをキーワードとする観光立国推進基本計画(第 4 次)及び旅行消費額や地方部宿泊数等の政府目標の実現に向け、戦略的なプロモーションに取り組んでいきます。

特に、地方誘客促進のため、広域 DMO や地方運輸局と連携しながら、各地域の観光コンテンツを活用したプロモーション事業を実施する体制を整備し、消費額拡大に資する高付加価値旅行や長期滞在・地方誘客につながるアドベンチャートラベル、2025 年に開催される大阪・関西万博等の大規模イベントを通じた取組を推進するとともに、昨年新たに重点市場に加えた北欧地域を含む 23 の「重点市場」における、各市場の成熟度や市場特性に応じたきめ細やかなプロモーションを継続してまいります。

また、人材不足や DX 化を通じた生産性の向上、オーバーツーリズムへの対応など、昨今の観光産業における喫緊の課題について、観光庁をはじめとする国や地域の取組みも踏まえ、当機構としてもプロモーションの側面から貢献してまいります。

インバウンドの復活に伴い、再び成長期へ差し掛かったフェーズにおいて、持続可能な形での観光立国に向け、国内外の関係各所の皆様からご協力をいただきながら、各種取組を推進してまいりますので、何卒よろしく願いいたします。

独立行政法人 国際観光振興機構

理事長 蒲生 篤実

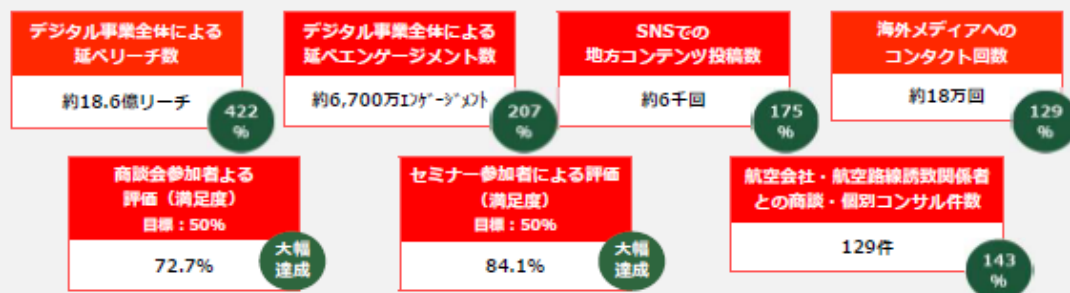


## 令和5年度の数値実績 (1/2)

- ターゲットに応じた戦略的なデジタル事業の実施に加え、習熟度に応じたセミナーの実施などが高い評価を受け、結果、全ての項目で目標を達成。

目標に対する達成率/状況

### (1) 訪日マーケティング業務 ① 市場別プロモーションの展開

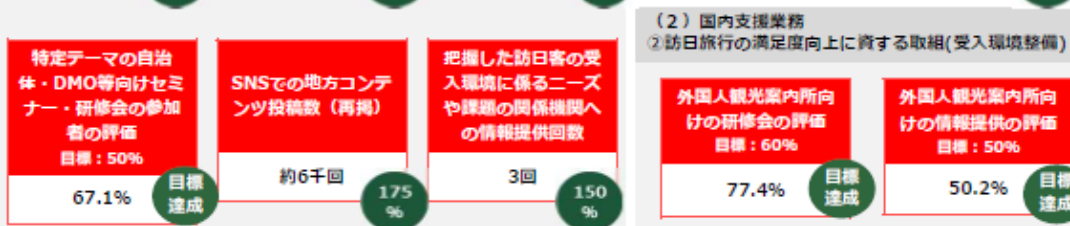


### (1) 訪日マーケティング業務 ② 市場横断プロモーションの展開



## 令和5年度の数値実績 (2/2)

### (2) 国内支援業務 (デスクティナーションとしての魅力向上に向けた取組) ① 地方への支援強化



### (3) 国際会議等の誘致・開催支援



## 2. 法人の目的、業務内容

### (1) 法人の目的

当機構は、海外における観光宣伝、外国人観光旅客に対する観光案内その他外国人観光旅客の来訪の促進に必要な業務を効率的に行うことにより、国際観光の振興を図ることを目的としています。(独立行政法人国際観光振興機構法(平成 14 年法律第 181 号。以下「国際観光振興機構法」という。)第3条)

### (2) 業務内容

当機構は、国際観光振興機構法第3条の目的を達成するため以下の業務を行います。

- 1) 外国人観光旅客の来訪を促進するための宣伝を行うこと。
- 2) 外国人観光旅客に対する観光案内所の運営を行うこと。
- 3) 通訳案内士法(昭和 24 年法律第 210 号)第 11 条第1項の規定により全国通訳案内士試験の実施に関する事務を行うこと。
- 4) 国際観光に関する調査及び研究を行うこと。
- 5) 国際観光に関する出版物の刊行を行うこと。
- 6) 前各項目の業務に附帯する業務を行うこと。
- 7) 国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律(平成 6 年法律第 79 号)第 11 条に規定する業務を行うこと。

### 3. 政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)

国土交通省が定めた、当機構の第五期中期目標(令和5年2月27日策定)においては、当機構の政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)が定められており、概要は以下のとおりです。詳しくは当機構の第五期中期目標をご参照ください。

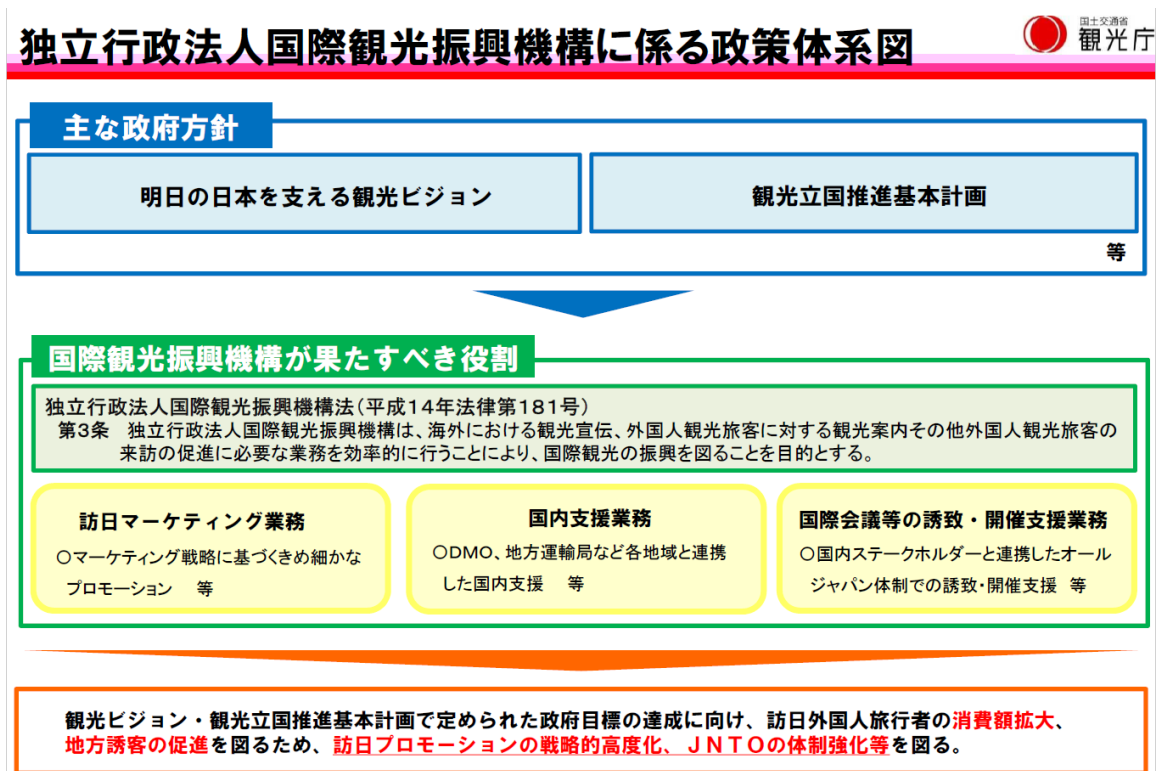
(URL: [https://www.jnto.go.jp/goki\\_chuki\\_mokuhyo.pdf](https://www.jnto.go.jp/goki_chuki_mokuhyo.pdf))

外国人旅行者の来訪(インバウンド)を促進することは、我が国経済社会の発展及び地域経済の活性化のために重要な課題であるとともに、我が国に対する理解を増進し、国際交流の拡大に資するものである。とりわけ、短期的には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により疲弊した我が国の観光産業を回復し、再び成長させるためにも、また、中長期的にも、人口減少・少子高齢化の急速な進展に直面している我が国において、観光を通じて我が国経済社会の発展及び地域活性化を実現していくためにも、インバウンドの促進が極めて重要な課題となる。

観光先進国の実現は、成長戦略の柱、地域活性化の切り札として、これまで以上の大きな期待が寄せられており、「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日策定)、「観光立国推進基本計画」(平成29年3月28日閣議決定)に掲げられた政府目標達成のためには、今後更に増加する観光需要に対し、より高次元な観光施策を展開し、特定の地域に集中している旅行者の全国各地への来訪、滞在の更なる拡大、旅行ニーズの多様化へ対応するなど、新たなチャレンジに踏み切る覚悟が必要である。

独立行政法人国際観光振興機構については、①海外市場分析等に基づく訪日マーケティング業務、②デスティネーションとしての魅力向上に向けた国内支援業務、③国際会議等の誘致・開催支援業務により、インバウンドの拡大に向けた取組において中核的な役割を果たし、観光先進国の実現に向けて貢献することが求められており、適時適切な組織や体制の強化を図りつつ、これまで以上に業務を的確に遂行していくことが求められているところである。

(参考)政策体系図(国土交通省による当機構の第五期中期目標)



## 4. 中期目標

### (1) 概要

当機構の中期目標については、現在、第五期中期目標期間中となりますが、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条の規定に基づき、国土交通大臣により、令和5年2月27日に定められました。第五期中期目標期間は、令和5年度(令和5年4月1日)から令和9年度(令和10年3月31日)までの5年間としています。

本中期目標においては、国土交通省の政策体系における、「政策目標6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化」、「施策目標20 観光立国を推進する」の実現に向け、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項が定められています。具体的には、訪日プロモーション業務(市場別プロモーション展開、市場横断プロモーションの展開)、国内支援業務(デスティネーションとしての魅力向上に向けた取組、国際会議等の誘致・開催支援が記載されています。

また、業務運営の効率化に関する事項(組織運営の効率化、業務運営の効率化、業務の電子化及びシステムの最適化)、財務内容の改善に関する事項(財務運営の適正化、自己収入の拡大)、その他業務運営に関する重要事項(内部統制の充実、情報セキュリティ対策の推進、活動成果等の発信、関係機関との連携強化)が記載されています。

詳細については、当機構の第五期中期目標を参照してください。

(URL: [https://www.jnto.go.jp/goki\\_chuki\\_mokuhyo.pdf](https://www.jnto.go.jp/goki_chuki_mokuhyo.pdf))

### (2) 一定の事業等のまとめりごとの目標

当機構は、第五期中期目標における一定の事業等のまとめりごとの区分に基づくセグメント情報を開示しています。具体的な区分名は、以下のとおりです。

区分名
訪日マーケティング業務等
- 訪日マーケティング業務
- 国際会議等の誘致・開催支援
国内支援業務(デスティネーションとしての魅力向上に向けた取組)

## 5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

当機構では、経営理念として、実現を目指す4つの約束をビジョンとして、そのために果たすべき4つの役割をミッションとして以下のとおり定めております。

### Vision： 私たちが目指すこと

私たちは、日本のインバウンド旅行市場を拡大する政府観光局として、国民経済の発展、地域の活性化、国際的な相互理解の促進、日本のブランド力向上を実現することにより、未来の日本をより豊かに、元気に、明るくすることを目指します。

### 4つの約束

#### ①国民経済の発展

海外からのお客さまの旅行消費と、関連産業の成長によって国民経済を発展させます。

#### ②地域の活性化

各地の関係者との連携により、海外のお客さまを誘致して地域を盛り上げ、経済を活性化します。

#### ③国際的な相互理解の促進

観光を通じた交流、ふれあいにより、世界各地の方々とお互いの理解を深めあい、友好関係を築きます。

#### ④日本のブランド力向上

日本の魅力を世界に広め、国際的なブランド力、評価をより一層高めます。

### Mission： 私たちが果たすべき役割

私たちは、国内外の関係者と連携し、公正性・透明性を保ちながら、日本のインバウンド旅行市場を拡大する中核的な存在として、4つの役割を果たします。

#### ①Information Hub

価値ある情報を集め、分析し、発信します。

#### ②Coordination

さまざまな関係者のニーズをつなぐネットワークを創造します。

#### ③Innovation

長期的な視野に立ち、新しい市場を開拓しつづけます。

#### ④Leadership

的確な戦略と提案により、インバウンド旅行市場を牽引します。

## 6. 中期計画及び年度計画

当機構は、中期目標を達成するため中期計画と当該計画に基づく年度計画を作成しています。

中期計画と当事業年度に係る年度計画との関係は以下のとおりです。各項目の内容の詳細については、中期計画と当事業年度に係る年度計画をご参照ください。

(中期計画 URL: [https://www.jnto.go.jp/goki\\_chuki\\_keikaku.pdf](https://www.jnto.go.jp/goki_chuki_keikaku.pdf))

(年度計画 URL: [https://www.jnto.go.jp/about\\_us/reports/nendo\\_keikaku\\_r5.pdf](https://www.jnto.go.jp/about_us/reports/nendo_keikaku_r5.pdf))

中期計画	年度計画
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
(1) 訪日マーケティング業務	
① 市場別プロモーションの展開	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタルマーケティングを活用した各種プロモーションの実施</li> <li>・航空会社への働きかけにより国際航空路線の回復・将来の拡大に取り組むほか、誘客につながる 航空会社・旅行会社との共同広告等を実施</li> <li>・ニュースレターの発出やメディア招請による国内外メディアとの関係の強化</li> <li>・旅行会社を対象としたセミナーや商談会、招請等を通じた旅行商品造成・販売促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オウンドメディア、デジタル広告等の媒体を通じたデジタルマーケティングの実施</li> <li>・航空会社への働きかけにより国際航空路線（特に地方空港）の早期回復・将来の拡大に取り組むほか、誘 客につながる航空会社・旅行会社との共同広告等を実施</li> <li>・ニュースレターの発出やメディア招請による国内外メディアとの関係の強化</li> <li>・旅行会社対象としたセミナーや商談会、招請等を通じ旅行商品造成・販売促進</li> </ul>
<p>&lt;数値目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施するデジタル事業全体による延べリーチ数:年平均 4.4 億万リーチ以上</li> <li>・実施するデジタル事業全体による延べエンゲージメント数:年平均 3,400 万エンゲージメント以上</li> <li>・SNS での地方コンテンツ投稿数:年平均 3,700 回以上</li> <li>・海外メディア(在京海外メディア含む)へのコンタクト回数:年平均 138,500 回以上</li> <li>・主催する商談会のバイヤー参加者評価について、4 段階で最上位の評価を得る割合:年平均 50%以上</li> <li>・主催するセミナーの参加者評価について、4 段階で最上位の評価を得る割合:年平均 50%以上</li> </ul>	<p>&lt;数値目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施するデジタル事業全体による延べリーチ数:4.4 億万リーチ以上</li> <li>・実施するデジタル事業全体による延べエンゲージメント数:年平均 3,240 万エンゲージメント以上</li> <li>・SNS での地方コンテンツ投稿数:3,700 回以上</li> <li>・海外メディア(在京海外メディア含む)へのコンタクト回数:138,500 回以上</li> <li>・主催する商談会のバイヤー参加者評価について、4 段階で最上位の評価を得る割合:50%以上</li> <li>・主催するセミナーの参加者評価について、4 段階で最上位の評価を得る割合:50%以上</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・航空会社・航空路線誘致関係者との商談・個別コンサルティング件数:年平均 90 回以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・航空会社・航空路線誘致関係者との商談・個別コンサルティング件数:90 回以上</li> </ul>
<b>② 市場横断プロモーションの展開</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅行関係者や地方自治体・DMO 等国内関係者の恒常的なネットワーク化</li> <li>・高付加価値旅行を取り扱う海外の旅行会社等へのセールスの強化</li> <li>・高付加価値旅行層向けメディアやデジタルを活用した高付加価値旅行層向けの情報発信の強化</li> <li>・訪日旅行消費額の引き上げや長期滞在、地方誘客が見込めるテーマ別の取組に、最適な手法や媒体を用いて取り組む</li> <li>・大阪・関西万博等国内の大規模イベントと連動したプロモーションの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅行関係者や地方自治体・DMO 等国内関係者の恒常的なネットワーク化</li> <li>・高付加価値旅行を取り扱う海外の旅行会社等へのセールスの強化</li> <li>・高付加価値旅行層向けメディアやデジタルを活用した高付加価値旅行層向けの情報発信の強化</li> <li>・サステナブル・ツーリズムに取り組む地域やサステナビリティを体現する観光コンテンツの海外向け情報発信</li> <li>・国内関係者と連携し、大阪・関西万博に向けたプロモーションに取り組む</li> </ul>
<p>&lt;数値目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施する消費額拡大に効果の大きい施策におけるデジタル広告による延べリーチ数:年平均 5,100 万リーチ以上</li> <li>・実施する消費額拡大に効果の大きい施策におけるデジタル広告による延べエンゲージメント数:年平均 235 万エンゲージメント以上</li> <li>・高付加価値旅行に関する商談会における機構及び共同出展者の商談件数:年平均 1,500 件以上</li> <li>・上記の高付加価値旅行に関する商談会の参加者による評価について、4 段階で最上位の評価を得る割合:年平均 40%以上</li> </ul>	<p>&lt;数値目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施する消費額拡大に効果の大きい施策におけるデジタル広告による延べリーチ数:5,100 万リーチ以上</li> <li>・実施する消費額拡大に効果の大きい施策におけるデジタル広告による延べエンゲージメント数:224 万エンゲージメント以上</li> <li>・高付加価値旅行に関する商談会における機構及び共同出展者の商談件数:1,500 件以上</li> <li>・上記の高付加価値旅行に関する商談会の参加者による評価について、4 段階で最上位の評価を得る割合:40%以上</li> </ul>
<b>(2) 国内支援業務( destinations としての魅力向上に向けた取組)</b>	
<b>① 地方への支援強化</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域連携 DMO をはじめとする DMO や地方運輸局など各地域との連携強化</li> <li>・海外市場の最新動向や求められるコンテンツを踏まえた地域へのコンサルティング・情報提供</li> <li>・地方の観光コンテンツの募集・収集・海外への発信</li> </ul>	
<p>&lt;数値目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業パートナーに対する機構職員による個別コンサルティング件数:年平均 4,000 件以上</li> <li>・実施する自治体・DMO 等向けのセミナー・研修会の開催回数:年平均 25 回以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業パートナーに対する機構職員による個別コンサルティング件数:4,000 件以上</li> <li>・実施する自治体・DMO 等向けのセミナー・研修会の開催回数:25 回以上</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施する自治体・DMO 等向けセミナー・研修会の参加人数:年平均 1,000 人以上</li> <li>・実施する自治体・DMO 等向けのセミナー・研修会参加者による評価について、4 段階で最上位の評価を得る割合:年平均 50%以上</li> <li>・実施する特定テーマに関する自治体・DMO 等向けのセミナー・研修会の開催回数:年平均 10 回以上(上記回数の内数)</li> <li>・機構が実施する特定テーマに関する自治体・DMO 等向けのセミナー・研修会参加者による評価について、4 段階で最上位の評価を得る割合:年平均 50%(上記評価の内数)</li> <li>・【再掲】SNS での地方コンテンツ投稿数:年平均 3,700 回以上</li> <li>・把握した訪日客の受入環境に係るニーズや課題の関係機関への情報提供回数:年平均 2 回以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施する自治体・DMO 等向けセミナー・研修会の参加人数:1,000 人以上</li> <li>・実施する自治体・DMO 等向けのセミナー・研修会参加者による評価について、4 段階で最上位の評価を得る割合:50%以上</li> <li>・実施する特定テーマに関する自治体・DMO 等向けのセミナー・研修会の開催回数:10 回以上(上記回数の内数)</li> <li>・実施する特定テーマに関する自治体・DMO 等向けのセミナー・研修会参加者による評価について、4 段階で最上位の評価を得る割合:50%(上記評価の内数)</li> <li>・【再掲】SNS での地方コンテンツ投稿数:3,700 回以上</li> <li>・把握した訪日客の受入環境に係るニーズや課題の関係機関への情報提供回数:2 回以上</li> </ul>
<p>② 訪日旅行の満足度向上に資する取組(受入環境整備)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・DX の活用による情報発信の強化や観光案内所間のネットワーク・連携の拡充、体験型コンテンツの提供といった旅行者ニーズを踏まえた提供サービスの拡充、観光地の周遊促進に資する機能強化支援</li> <li>・多様な業態への制度周知を行い、必要な場所への認定案内所の設置促進</li> <li>・ツーリスト・インフォメーション・センター(TIC)については、案内所支援業務の中核として全国の案内所との連携を強化</li> <li>・訪日外国人旅行者の安全・安心の確保に資する受入環境整備を推進</li> <li>・通訳案内士試験事務の安定的・効率的な運営及び通訳案内士の質的向上に取り組む</li> </ul>	
<p>&lt;数値目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施した外国人観光案内所向けの研修会の参加者による評価について、4 段階で最上位の評価を得る割合:年平均 60%以上</li> <li>・外国人観光案内所向けの情報提供(災害・医療機関等情報含む)に対する外国人観光案内所による評価について、4 段階で最上位の評価を得る割合:年平均 50%以上</li> </ul>	<p>&lt;数値目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施した外国人観光案内所向けの研修会の参加者による評価について、4 段階で最上位の評価を得る割合:60%以上</li> <li>・外国人観光案内所向けの情報提供(災害・医療機関等情報含む)に対する外国人観光案内所による評価について、4 段階で最上位の評価を得る割合:50%以上</li> </ul>
<p>(3) 国際会議等の誘致・開催支援業務</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本の強みや魅力、安全・安心、サステナビリティへの取組等について、国内ステークホルダーと連携して情報発信や見本市への出展、商談会、セミナー、各種招請を関係者の評価を踏まえつつ効果的に行い、マーケティングの強化を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本の強みや魅力、安全・安心、サステナビリティ、大阪・関西万博への取組等について、国内ステークホルダーと連携して情報発信や見本市への出展、商談会の現地開催、セミナー、各種招請を関係者の評価を踏まえつつ効果的に行い、マーケティングの強化を図る</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍を契機としたデジタルリテラシーやサステナビリティ等新たなニーズにも対応する専門人材の育成</li> <li>・国際会議については、IAPCO(※1) に加盟するコア PCO(※2)や学協会の国際本部の関心喚起に向けたプロモーションの強化、国内学協会・大学・研究機関等との連携による国際会議開催意欲の喚起、他国との差別化につながる都市の魅力創出支援と情報発信、オールジャパン体制での誘致・開催支援の実施</li> </ul> <p>※1 IAPCO : International Association of Professional Congress Organizers / 国際PCO協会</p> <p>※2 コア PCO:会議運営会社(PCO)のうち、国際会議を主催する国際団体・学術協会本部と契約し、国際会議の企画や準備・運営をグローバルに担う PCO</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ミーティング・インセンティブ旅行については、付加価値のある体験のプロモーションと市場毎に最適化された情報の提供、国際的な7業界団体との連携強化、コロナ禍を契機としたニーズへの対応やコンテンツの磨き上げ支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍を契機としたデジタルリテラシーやサステナビリティ等新たなニーズにも対応する専門人材の育成に取り組み、加えて、レガシー効果の共有とその情報発信を強化し、MICE の開催効果の拡大につなげる</li> <li>・国際会議については、IAPCO(※1) に加盟するコア PCO(※2)や学協会の国際本部の関心喚起に向けたプロモーションの強化、国内学協会・大学・研究機関等との連携による国際会議開催意欲の喚起、他国との差別化につながる都市の魅力創出支援と情報発信、オールジャパン体制での誘致・開催支援の実施</li> </ul> <p>※1 IAPCO : International Association of Professional Congress Organizers / 国際PCO協会</p> <p>※2 コア PCO:会議運営会社(PCO)のうち、国際会議を主催する国際団体・学術協会本部と契約し、国際会議の企画や準備・運営をグローバルに担う PCO</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ミーティング・インセンティブ旅行については、付加価値のあるインセンティブ旅行コンテンツや体験のプロモーションと市場毎に最適化された情報の提供、国際的な業界団体との連携強化、コロナ禍を契機としたニーズへの対応やコンテンツの磨き上げ支援</li> </ul>
<p>&lt;数値目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外の国際会議・インセンティブ旅行主催者等と、機構、国内の地方公共団体及び民間事業者等との MICE 商談件数及び機構による MICE セールス件数:年平均 3,400 件以上</li> <li>・MICE に関する国内外の商談会及びセミナー(人材育成・ウェビナー含む)の国内参加者及び海外参加者による評価について、それぞれ 4 段階で最上位評価を得る割合:年平均 40%</li> <li>・機構が行った MICE 関係の情報発信の接触者数(機構からの送信 先相手方数・延べ数):年平均 12 万人以上</li> </ul>	<p>&lt;数値目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外の国際会議・インセンティブ旅行主催者等と、機構、国内の地方公共団体及び民間事業者等との MICE 商談件数及び機構による MICE セールス件数:3,400 件以上</li> <li>・MICE に関する国内外の商談会及びセミナー(人材育成・ウェビナー含む)の国内参加者及び海外参加者による評価について、それぞれ 4 段階で最上位評価を得る割合:40%以上</li> <li>・機構が行った MICE 関係の情報発信の接触者数(機構からの送信 先相手方数・延べ数):12 万人以上</li> </ul>
<p>2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	
<p>(1) 組織運営の効率化</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部・海外事務所の組織体制や業務分担の見直しや強化</li> <li>・高付加価値旅行等今後強化する分野をはじめとするマーケティング部門や、独立行政法人に求められる DX 推進や内部統制の強化に対応するための管理部門における人材の確保・育成を強化</li> <li>・効率的な運営体制の確保、管理業務の標準化や情報共有化等への努力</li> <li>・ダイバーシティ・環境負荷軽減等 SDGs に資する管理運営の推進</li> </ul>	
<p>(2) 業務運営の効率化</p>	

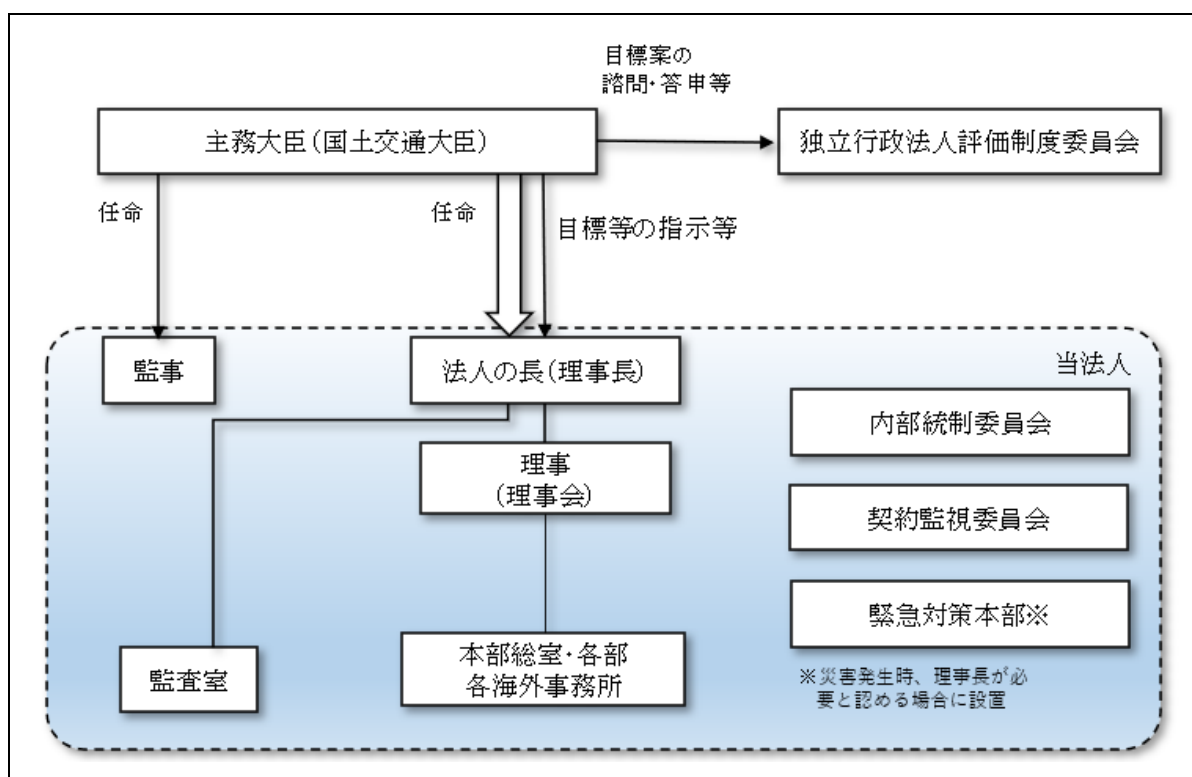
① 効率化目標の設定等	
② 調達等合理化の取組	
(3) 業務の電子化及びシステムの最適化	
・業務の電子化及びシステムの最適化の推進	
<数値目標> ・紙による立案決裁率:年平均 5%以下	<数値目標> ・紙による立案決裁率:5%以下
3. 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画	
(1) 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画	
・第 5 期中期計画別紙のとおり	・令和 5 年度計画別紙のとおり
(2) 財務運営の適正化	
・「独立行政法人会計基準」等を遵守した、適正な予算と実績の管理及び会計処理の実施	
(3) 自己収入の確保	
・賛助団体・会員制度や事業を通じた自己収入の拡大	
4. 短期借入金の限度額	
・短期借入金の限度額 :100 百万円	
5. 不要財産又は不要財産になることが見込まれる財産の処分に関する計画	
・なし	
6. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画	
・なし	
7. 剰余金の使途	
・業務の改善・質の向上のための環境整備	
8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
(1) 内部統制の充実	
・コンプライアンス遵守の更なるの徹底 ・重要案件について理事会や内部統制委員会等の適切な場で審議することでガバナンスの確保を行うとともに、リスク管理やコンプライアンスを強化 ・海外事務所を含め、監事監査及び内部監査の適切な実施による、監査機能の実効性の向上	
(2) 情報セキュリティ対策の推進	
・サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するとともに、保有個人情報の保護を含む適切な情報セキュリティ対策を推進 ・クラウド化を基本としたインフラ基盤の整備等による業務の適正化・効率化等の情報システムの適切な整備及び管理	
(3) 活動成果等の発信	
・訪日プロモーションに係る取組の目的や必要性、成果に関する情報発信	
(4) 関係機関との連携強化	
・関係省庁、政府関係法人、地方自治体や関係団体・民間企業等との連携強化	
(5) 人事に関する計画	
・高付加価値旅行等今後強化する分野への対応力を強化するとともに、効率的かつ効果的な業務運営を行うための人材確保、人材育成を実施 ・職員の意欲向上のための、人事評価に応じた処遇及び研修等の活用による能力啓発 ・役職員給与水準の適正化及びその取組の公表	
(6) 独立行政法人国際観光振興機構法(平成 14 年法律第 181 号)第 11 条第 1 項に規定する積立金の使途	

・やむを得ない事情により前期中期目標期間中に完了しなかった業務の財源、前期中期目標期間に発生した経過勘定等の損益影響額に係る会計処理等に充当

## 7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

### (1) ガバナンスの状況

当機構のガバナンスの体制図は以下のとおりです。



当機構では、業務方法書において、内部統制に関する事項として、以下を定めています。詳しくは、当機構の業務方法書をご参照ください。

(URL: [https://www.jnto.go.jp/about\\_us/law/r\\_gyoumu.pdf](https://www.jnto.go.jp/about_us/law/r_gyoumu.pdf))

- ✓ 内部統制に関する基本方針
- ✓ 法人運営に関する基本的事項
- ✓ 理事会の設置及び役員の分掌に関する事項
- ✓ 中期計画等の策定及び評価に関する事項
- ✓ 内部統制の推進及びリスク評価と対応に関する事項
- ✓ 情報システムの整備と利用に関する事項
- ✓ 情報セキュリティの確保に関する事項
- ✓ 個人情報保護に関する事項

- ✓ 監事及び監事監査に関する事項
- ✓ 内部監査に関する事項
- ✓ 入札・契約に関する事項
- ✓ 予算の適正な配分に関する事項
- ✓ 情報の適切な管理及び公開に関する事項
- ✓ 職員の人事・懲戒に関する事項

このうち、内部統制に関する基本方針については、役員（監事を除く。）の職務の執行が独立行政法人通則法、独立行政法人国際観光振興機構法又はその他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）を整備するとともに、継続的にその見直しを図る、としています。また、平成27年（2015年）には、「独立行政法人国際観光振興機構内部統制の推進に関する規程」を整備し、内部統制委員会の設置等を定めています。

## (2) 役員等の状況

### ① 役員一覧（2024年3月31日現在）

氏名	役職	任期	担当	経歴
蒲生 篤実	理事長	自 2023年4月1日 至 2028年3月31日		1985年4月 運輸省入省 2017年7月 国土交通省海事局長 2018年7月 国土交通省鉄道局長 2019年7月 国土交通省総合政策局長 2020年7月 国土交通省観光庁長官 2021年10月 東京海上日動火災保険株式会社顧問
高橋 広治	理事長 代理	自 2023年7月4日 至 2025年9月30日	全体総括	1992年4月 運輸省入省 2013年6月 独立行政法人国際観光振興機構パリ事務所長 2016年6月 国土交通省大臣官房参事官（地域戦略担当） 2017年7月 成田国際空港株式会社営業部門エアライン営業部長 2019年6月 成田国際空港株式会社執行役員営業部門エアライン営業部長 2021年4月 国土交通省東京航空局東京空港事務所長 2022年10月 国土交通省航空局交通管制部長
伊与田美歴	理事	自 2023年4月1日 至 2025年3月31日	総務部・海外プロモーション部	1994年4月 特殊法人国際観光振興会入職 2017年3月 独立行政法人国際観光振興機構ローマ事務所長 2018年9月 独立行政法人国際観光振興機構海外プロモーション部欧米豪・中東担当部長 2021年7月 独立行政法人国際観光振興機構市場横断プロモーション部長
中山 理映子	理事	自 2022年6月28日 至 2025年7月31日	企画総室・地域連携部	1994年4月 運輸省入省 2016年7月 独立行政法人国際観光振興機構パリ事務所長 2019年7月 国土交通省大臣官房参事官（地域戦略） 2020年7月 国土交通省総合政策局国際政策課長 2021年7月 国土交通省海上保安庁総務部政務課長

若松 務	理事	自 2023年10月1日 至 2025年9月30日	市場横断プロモーション部・MICEプロモーション部	1992年4月 2012年1月  2014年11月 2016年10月  2020年5月	日本航空株式会社入社 日本航空株式会社経営戦略部渉外統括グループマネジャー 日本航空株式会社北海道地区総務部 日本航空株式会社北海道地区総務部長 日本航空株式会社米州地区支配人室ダラス支店長
------	----	------------------------------------	---------------------------	---	---

氏名	役職	任期	担当	経歴
戸田 次郎	監事	自 2018年8月1日 至 2027年度の財務諸表承認日まで		1986年4月 安田火災海上保険株式会社入社 2013年4月 ㈱損害保険ジャパン北陸保険金サービス部長 2014年4月 そんぽ24損害保険㈱取締役常務執行役員 2016年4月 損害保険ジャパン日本興亜㈱岐阜中央支店長 2018年4月 損害保険ジャパン日本興亜㈱中部業務部担当部長
金井 睦美	監事 (非常勤)	自 2023年8月1日 至 2027年度の財務諸表承認日まで		1992年10月 監査法人朝日新和会計社(現 有限責任あずさ監査法人)入社 2011年6月 有限責任あずさ監査法人パートナー 2021年7月 金井睦美公認会計士事務所代表(現職) 2022年12月 JR東日本プライベートリート投資法人監査役員(現職) 2023年6月 富士石油株式会社社外監査役(現職)

② 会計監査人の氏名または名称: 該当なし

### (3) 職員の状況

常勤職員は令和5年度末において209人(前期比同数)であり、平均年齢は39.0歳となっています。このうち、国からの出向者は26人、令和6年3月31日退職者は6人です。なお、これら職員のほか、自治体や民間企業からの出向者が36人、海外事務所の現地職員が87人います。

### (4) 重要な施設等の整備等の状況

- ① 当事業年度に完成した主要な施設等: なし
- ② 当事業年度継続中の主要な施設等の新設・拡充: なし
- ③ 当事業年度に処分した主要な施設等: なし

## (5) 純資産の状況

### ① 資本金の額及び出資者ごとの出資額

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	958	-	-	958
資本金合計	958	-	-	958

### ② 目的積立金の申請状況、取崩内容等

前中期目標期間繰越積立金取崩額 54,199,124 円は前中期目標期間から繰り越された積立金に対する事業のうち、令和 5 年度において費用として発生した相応分に充てるため、令和 5 年 6 月 29 日付で国土交通大臣から承認を受けた 87,125,243 円を取り崩したものです。

## (6) 財源の状況

### ① 財源の内訳

(単位：百万円)

区分	金額	構成比率 (%)
運営費交付金	13,324	95.3%
賛助金収入	298	2.1%
事業収入	271	2.0%
事業外収入	25	0.2%
寄附金収入	59	0.4%
合計	13,977	100.00%

### ② 自己収入に関する説明

当機構は、主たる自己収入として賛助金収入及び事業収入を得ています。賛助金収入は、当機構の活動にご賛同いただく賛助団体からの協賛金収入及びインバウンド事業に係る各種支援を希望する会員からの会費収入です。賛助団体・会員は、宿泊施設や旅行会社をはじめとする民間事業者や地方公共団体、観光関連団体等で構成されています。

事業収入は、通訳案内士法に基づき当機構が実施する全国通訳案内士試験(国家試験)に係る受験料収入、デジタルマーケティングを通じた観光情報提供や訪日プロモーション事業、マーケティング事業等の受託業務収入です。

## (7) 社会及び環境への配慮等の状況

当機構は、社会及び環境への配慮として、法令等に基づき当機構のウェブサイトにおいて以下の方針・指針を公表することともに、例えば調達において、企画競争及び一般競争入札(総合評価落札方式)における審査にあたりワーク・ライフ・バランス等の推進に係る評価項目を設け、女性活躍を推進する企業の受注機会増大を図るなどの措置を講じています。

### <調達配慮の公表・実施>

- ✓ 環境物品等の調達の推進を図るための方針
- ✓ 女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針
- ✓ 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針

また、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を定め、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間で、以下の目標を掲げています。

- ① 仕事と家庭の両立に活用できる諸制度の周知。
- ② 女性100%、男性30%の育休取得率を目指す。
- ③ 働き方改革を推進する。

当機構では持続可能な世界を実現するための国際目標である「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals=SDGs)」への貢献と、世界の旅行者の持続可能性(サステナビリティ)に対する意識の高まりを踏まえ、「SDGsへの貢献と持続可能な観光(サステナブル・ツーリズム)の推進に係る取組方針」(令和3年6月策定)に基づき、SDGs及びサステナブル・ツーリズムの推進に取り組んでおります。

令和5年度においては、グローバルメディアと連携した日本でのサステナブルな旅の魅力の発信する短編番組の制作、サステナブル・ツーリズム特設サイトへのコンテンツ拡充、サステナブル・ツーリズムに関する地域向けのセミナー開催、MICE分野における日本のサステナビリティの強みや取り組みを発信する特設ページの開設等に取り組み、情報発信の強化を図りました。

## (8) 法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉

当機構は、日本で唯一のインバウンドの公的な専門機関として、昭和 39 年の設立から 50 年以上にわたって訪日外国人旅行者の誘致に取り組んできました。

世界主要都市に設置した海外事務所では、公的機関としての信頼性・公平性により、他の企業・団体では入手しえない情報や人的ネットワークに基づいた豊富なノウハウを保有・活用しています。

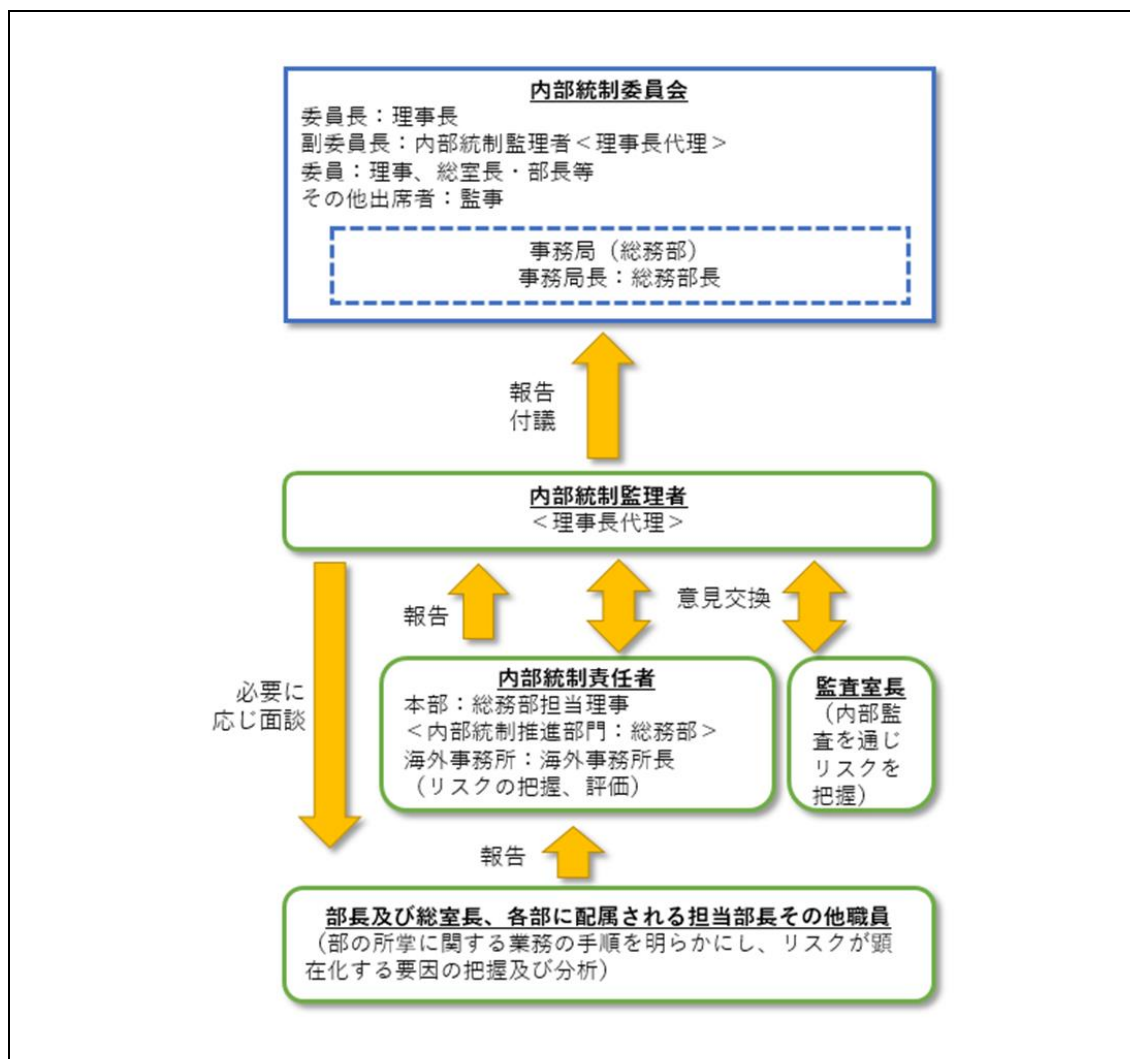
これらの強みを活かし、ビジット・ジャパン(VJ)事業の実施において、各市場の最前線で中核的な役割を担うとともに、日本国内の地方公共団体・DMO、関係機関、民間企業のプロモーションを支援するインバウンド事業におけるオンリーワンの存在としての地位を確立する源泉となっています。

## 8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

### (1) リスク管理の状況

リスクを、中期目標等の達成その他当機構のミッション遂行の障害となるものと定義し、内部統制の推進に関する規程に基づき、理事長を委員長として理事及び部長等から構成される内部統制委員会を開催しています。内部統制委員会では個々のリスクについて審議及び検討し、PDCAによるリスク管理を行っています。

(参考)リスク管理の体制図



## (2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

当機構の業務運営上の課題・リスクの一例及びその対応策は次のとおりです。

### <課題・リスク>

#### I. 管理業務関連

- (1) 為替変動や現金不符号、経費処理の誤りにより、予算執行が適切に行われない等の会計リスク
- (2) 個人情報漏洩や紛失により、各国における法令等に抵触するリーガルリスク
- (3) 役職員の誤りやサイバー攻撃により、情報セキュリティインシデントが発生する等の ICT リスク

#### II. 事業業務関連

- (1) 海外事務所のウェブサイトや SNS の現地事業者への管理委託により、情報セキュリティインシデント発生時の対応に時間を要することで、プロモーション活動が一時的に停止するリスク

- (2) プロモーション活動における映像・画像の無断使用による著作権侵害により、損害賠償を受けるリスク
- (3) 国内外の情勢を鑑みず不適切なプロモーションを継続することで、SNS が炎上し、今後のプロモーション活動に悪影響をもたらすリスク

<対応策>

内部統制委員会において、コンプライアンスの改善に向けた取組やリスク管理状況についての審議を行うなど、引続きリスク管理に対応しています。詳しくは、「14. 内部統制の運用に関する情報」を参照下さい。

## 9. 業績の適正な評価の前提情報

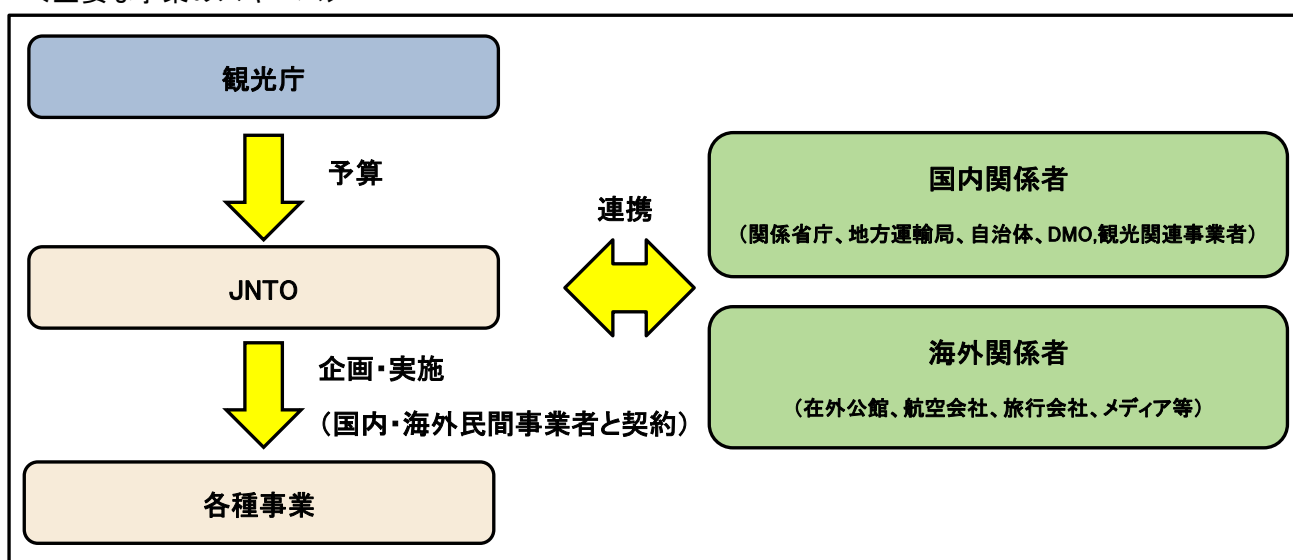
当機構の各事業についての構造は以下のとおりです。法令及び当機構の業務方法書の定めるところに従い、関係機関と緊密な連携、協力を図り、もってその業務の効果的かつ効率的な運営を期すものとしています。なお、以下の業務の一部を当機構以外の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができる認められ、かつ、委託することにより優れた成果が十分期待される場合は、業務の一部を委託することができ、業務を委託するときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結して、業務を実施しています。

### 1. 訪日プロモーション等業務

訪日プロモーション業務については、外国人旅行者の来訪を促進するために、広告宣伝、旅行関係機関及び報道機関に対する支援、インターネット、印刷物、映像などによる訪日旅行情報の提供、訪日ツアー開発支援、国際観光交流支援、旅行博覧会、見本市、催物等への出展参加、旅行商談会の開催、その他必要な業務を行っています。また、外国人旅行者に関する調査、国際観光統計の取りまとめ、海外旅行市場に関する調査及び分析、海外宣伝効果の測定、国際観光に関する情報の収集などを行うとともに、これら調査研究等の成果を報告書などの資料、講演会、コンサルティング活動などを通して公表するとともに、国際観光の振興に寄与する出版物を刊行しています。

国際会議等の誘致・開催支援業務については、国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に資するため、国際コンベンションの開催情報の収集・提供、国際コンベンションの誘致支援活動、我国及び国際会議観光都市等の広報・宣伝、国際コンベンション開催支援活動、人材育成及び寄附金・交付金事業、その他必要な業務を行っています。

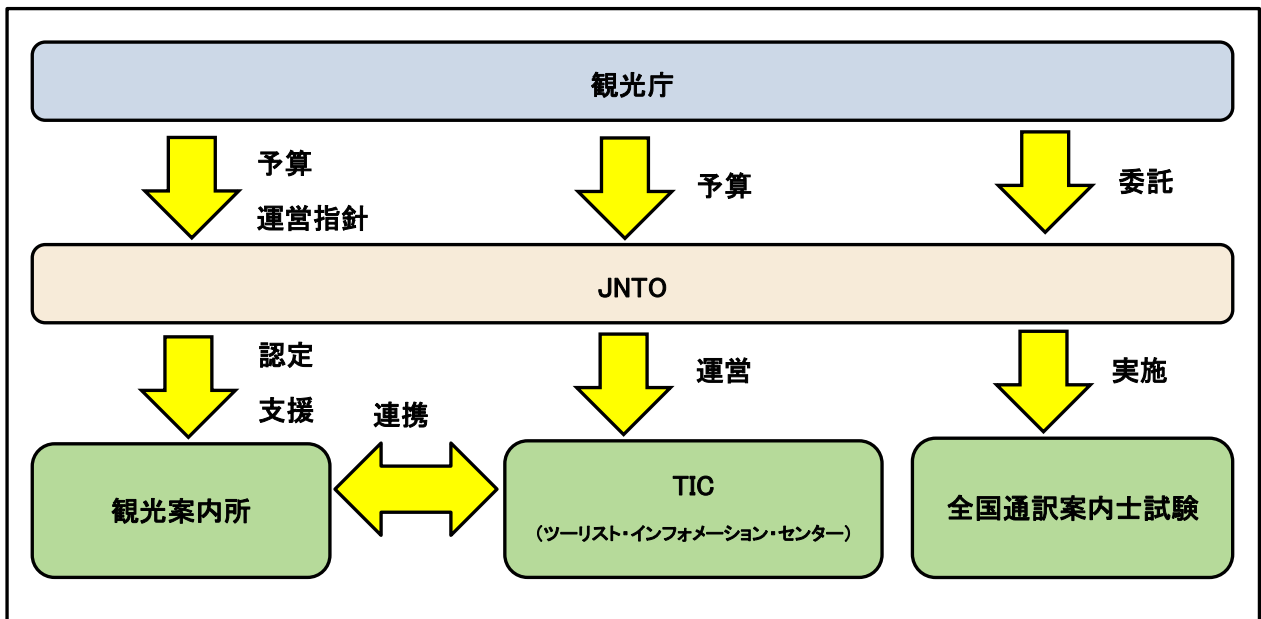
#### <主要な事業のスキーム>



## 2. 国内受入環境整備支援業務

外国人観光旅客の受入体制を充実させるために、外国人観光旅客に対する観光案内所(TIC)を運営することにより観光情報の提供を行うとともに、全国各地の外国人観光旅客向け観光案内所網の整備、外国人観光旅客受入に関する講習会の開催、善意通訳の普及と組織化、その他の外客受入体制整備の改善に資する業務を行っています。また、通訳案内士法(昭和 24 年法律第 210 号)第 11 条第 1 項の規定に基づき、法及び通訳案内士法施行規則(昭和 24 年運輸省令第 27 号)並びにこれらに基づく試験事務の実施に関する規程等に従って、全国通訳案内士試験の実施に関する事務を行っています。

<主要な事業のスキーム>



# 10. 業務の成果と使用した資源との対比

## (1) 当事業年度の主な業務成果・業務実績

### 1. 訪日マーケティング業務


日本政府観光局

**具体事例：アジアにおける地方誘客促進に向けた取組**

**<地方部への新規就航・復便に合わせた需要喚起>**

- 台湾、香港、タイ市場において、大手旅行会社や航空会社と連携し、地方への直行便利用ツアーや日本国内路線利用促進を実施。
- 10の地方空港への国内線利用クーポンを配信。期間中、約2,500件の国内線の利用があり、直行便のない地域への誘客を促進。
- 台湾の大手旅行会社と共同で地方便を利用した旅行商品の特設ページを開設し、インフルエンサーによる情報発信も実施。

**<大手オンライン旅行代理店(OTA)との販促施策による地方訪問・延泊促進>**

- アジア10市場（※）のリピーターを対象に大手OTA2社との地方誘客促進の共同プロモーションを実施。
- 市場ごとに送客強化地域を設定し、メディア・インフルエンサーや口コミ施策を通じて重点的に情報を発信。体験型コンテンツに加え、連泊特典のある宿泊施設や鉄道バス等も合わせて販売。

※韓国、中国、台湾、香港、タイ、シンガポール、インドネシア、マレーシア、フィリピン、ベトナム



地方便利用ツアー特設ページ（台湾）



インフルエンサーによる弓道体験（韓国）

市場	送客強化地域
中国	瀬戸内+四国
韓国	関西+山陰
香港	瀬戸内+四国
台湾	中部
シンガポール	沖縄
タイ	東北
マレーシア	九州
インドネシア	関東
ベトナム	北海道
フィリピン	関西+山陰

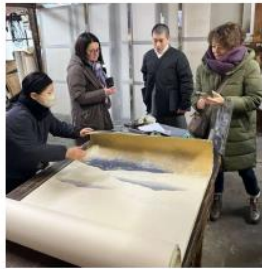
Japan. Endless Discovery.

## 1. 訪日マーケティング業務

### 具体事例：国内外での高付加価値旅行関係者のネットワーキング、アドベンチャートラベルの魅力発信

#### <国内外のマッチング機会創出> Japan Luxury Showcase

- ・欧米豪中東の有力旅行会社32社を地方に招請。
- ・商談会では、宿泊施設やDMC40社と延べ482件の商談機会を創出。2025年までに9千人超の送客を見込む成果があげられた。



福井県・越前和紙の工房見学

#### <国内の高付加価値旅行関係者のNW化> ネットワーキングイベント

- ・地域のサプライヤーと実績のあるDMCのネットワーキングイベントを実施。
- ・地域側71団体、DMC等62社が参加し、地域からは「DMCとの関係構築につながった」「高付加価値旅行者の特徴を把握できた」DMCからは「新規開業ホテル等ビジネスにつながる情報が得られた」、との高評価を得た。



ネットワーキング商談の様子

#### <アドベンチャートラベル（AT）> ATWS北海道での情報発信

- ・国内8地域26団体と連携しアドベンチャートラベル・ワールドサミットで業界関係者へ情報発信。
- ・AT取扱い旅行会社・メディア等延べ225名が来場し、36件の商談を実施。旅程や地域のコンテンツについて情報提供を行うとともに、商談情報を海外事務所へつなげた。



JNTO理事長プレゼンテーション



会場での商談の様子

## 1. 訪日マーケティング業務

### 具体事例：世界各地で旅行業界の著名な世界的アワードを複数受賞

#### <航空会社の路線誘致> 「Routes Asia 2024 Awards」で JNTOが総合部門・観光当局部門の アワードを受賞

- ・マレーシアで開催された「Routes Asia 2024」において、総合部門のアワードを初受賞。本アワードのNTOによる受賞は、2015年のオーストラリア政府観光局以来であった。
- ・コロナ禍後いち早く、航空会社や旅行会社とともに、日本の強みである国内空港での乗り継ぎの利便性を活かした地方訪問促進キャンペーンを行ってきたことが評価された。



#### <高付加価値旅行コンソーシアムからの表彰> Virtuoso Asia 2024 Awardsで「Most Engaged Partner」を受賞

- ・北米を中心に、近年アジアでも加盟旅行会社を増やしているVirtuosoより、2023年にアジアで最も貢献したパートナーに贈られる「Most Engaged Partner」を受賞。
- ・本アワードは、アジアの加盟旅行会社とVirtuoso役員による投票によりサプライヤーや観光局の中から決定。新たに開始したアジアでのVirtuosoとの広範な事業連携が高く評価された。

#### Serandipians 2024 Awardsで 日本が「Most Desired Preferred Destination 2024」を受賞

- ・欧州を中心にアジアでも存在感を高めているSerandipiansより、2024年に最も期待の大きいデスティネーションに贈られるアワード「Most Desired Preferred Destination 2024」を受賞。
- ・本アワードの受賞者は、加盟旅行会社による投票で決定。国内イベントでの連携やトップ旅行会社の招請を通じた加盟旅行会社との関係構築の強化が高く評価された。



Virtuoso



Serandipians

## 2.国内支援業務（デスティネーションとしての魅力向上に向けた取組） JNTO 日本政府観光局

### 具体事例：地域のインバウンド取組促進と連携、訪日外国人の利便性向上

#### <地方への支援強化>

##### ■ 研修会等を通じて地域の取組を促進

- 全国10都市で開催した研修会において、自治体や事業者向けに高付加価値やATに係る市場動向や地域の先行事例等を説明。
- 研修会後には個別のコンサルティングを実施し、次のステップを後押しするためのアドバイスを行った。



【インバウンド研修会にて講演】

##### ■ 広域連携DMOへの伴走型ノウハウ提供

- 広域連携DMOに対するプロモーション支援の取組として、英・豪の旅行会社を西日本地域に招請し、商談会を開催。
- 広域連携DMOと共同で事業を実施することで、招請や商談会主催のノウハウを共有し、今後の販売に向けたステップとした。



【高知の寺院での写経体験】



【福岡での商談会】



## 2.国内支援業務（デスティネーションとしての魅力向上に向けた取組） JNTO 日本政府観光局

### 具体事例：地域のインバウンド取組促進と連携、訪日外国人の利便性向上

#### <訪日旅行の満足度向上に資する取組>

##### ■ 能登半島地震での迅速かつ正確な情報発信

- 発災直後より地震情報、被災地の交通情報等をSNSで毎日投稿し、発災直後の3日間で98件、3/31までに合計803件投稿。
- 前月と比較してXは8倍の閲覧数を記録。首相官邸や米国領事館においてもリポストされた。

【在札幌米国領事館のXでのリポスト】



【Weiboでの発信】



##### ■ 案内所向け全国研修会開催と表彰事業の実施

- 認定案内所を対象とした全国研修会を開催。観光DXとホスピタリティに関する講演を実施。



- 案内所スタッフのモチベーション向上のため、独自の取組を行った案内所5か所を表彰。



### 3. 国際会議等の誘致・開催支援業務

#### 具体事例：MICE誘致に係る競争力向上と新たなビジネス機会の創出

##### <サステナビリティの取組促進と海外への情報発信>

- 国内関係者に向けて、インバウンド旅行振興フォーラムや人材育成セミナーを通じた啓発活動と働きかけを実施し、国内における取組を促進。
- 海外MICE関係者に対して、ウェブサイト、広告、動画等で日本の各地の取組の認知向上を図った。今日の開催地やサプライヤー選びにおいて必須の情報が網羅的に提供されているとの好意的な反応が得られた。

##### <ポストコロナの新たなビジネス機会の創出>

- 約4年ぶりにインセンティブ旅行商談会をアジア7都市（韓国、台湾、シンガポール、マレーシア、フィリピン、ベトナム、タイ）でリアル開催。海外事務所のネットワークを活かして多くの有力なインセンティブ旅行取扱旅行会社に参加された。
- 参加者からは、コロナ禍で途絶えていたネットワークを再構築し、具体的なビジネスにつなげることができたと評価を得た。



サステナビリティ専用ページ  
(日・英)



日本の取組を紹介する動画



マレーシアでの商談の様子



韓国での商談の様子

### 4. 関係機関との連携強化

#### 具体事例：戦略的な情報発信の強化

##### ■環境省

国立公園におけるアクティビティについてメディア向けニュースレターやJNTO高付加価値旅行サイトにて情報発信。



知床国立公園における流水ウォーク

##### ■農水省

宮崎県・三重県・山形県での農泊体験や、農水省が認定する食・食文化のブランドであるSAVOR JAPANに認定されている「海の京都」の「丹後ばら寿司」の魅力についてメディア向けニュースレターにて紹介。



##### ■文化庁

文化庁が所管の独立行政法人国立文化財機構が管理・運営する「皇居 三の丸尚蔵館」を高付加価値旅行者向けの旅行会社招請に組み込み、展示見学案内に加え、皇居三の丸尚蔵館との意見交換を実施した。



#### 具体事例：他団体との共同プロモーション

##### ■日本食品海外プロモーションセンター (JFOODO) との連携

- 1月にシンガポールにてJFOODOと共催で、日本の観光と食品販売を訴求する消費者向けイベントを開催。
- 地方観光と地域産品の魅力のシナジー効果もあり、3日間で2万人以上が来場。
- アンケートでは、訪日意欲が高まったとする回答が多く寄せられた。



JFOODOブースPRブース

##### ■旅行会社・メディア招請等での万博協会との連携

- 機構が実施するメディアや旅行会社招請において、万博協会より講師を招き、パビリオンやチケット等についての説明やコスモタワーからの会場視察などを実施。（韓国、中国、ベトナム、カナダ、オーストラリア等）



## (2) 自己評価

項目	評価(※)	行政コスト
Ⅰ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		
1. 訪日マーケティング業務等		
(1) 訪日マーケティング業務	A	10,661 百万円
① 市場別プロモーションの展開	A	
② 市場横断プロモーションの展開	S	
(3) 国際会議等の誘致・開催支援	A	
2. 国内支援業務		
(2) 国内支援業務(デスティネーションとしての魅力向上に向けた取組)	A	177 百万円
① 地方への支援強化	A	
② 訪日旅行の満足度向上に資する取組(受入環境整備)	A	
Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項		
(1) 組織・運営の効率化 (2) 業務運営の効率化 ① 効率化目標の設定等 ② 調達等合理化の取組 (3) 業務の電子化及びシステムの最適化	B	
Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項		
(1) 財政運営の適正化及び自己収入の確保	B	
Ⅳ. その他業務運営に関する重要事項		
(1) 内部統制の充実及び情報セキュリティ対策の推進	A	
(2) 活動成果等の発信	A	
(3) 関係機関との連携強化	A	
(4) 人事に関する計画	A	
法人共通		689 百万円

合計	11,527 百万円
----	------------

### (3) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評価の状況

区分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
評価(※)	—	—	—	—	—

※前中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評価の状況

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
評価(※)	A	A	B	B	A

※評価の説明

*S*:当該法人の業績向上努力により、全体として中期目標における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

*A*:当該法人の業績向上努力により、全体として中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

*B*:全体としておおむね中期目標における所期の目標を達成していると認められる。

*C*:全体として中期目標における所期の目標を下回っており、改善を要する。

*D*:全体として中期目標における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

詳細については、令和 5 年度業務実績に関する自己評価を参照ください。

(URL: <https://www.jnto.go.jp/about-us/plan-report/business-reports/> )

## 11. 予算と決算との対比

(単位：百万円)

区 分	予算	決算	差額理由
収入			
運営費交付金	13,324	13,324	
賛助金収入	283	298	
事業収入	373	271	事業受託件数等が予定を下回ったため
事業外収入	0	25	過年度費用の返納等があったため
寄附金収入	100	59	新規募集件数が予定を下回ったため
計	14,081	13,977	
支出			
業務経費	10,167	7,794	事業繰越が発生したため
受託経費	383	397	事業受託件数等が予定を上回ったため
交付金事業経費	100	28	支出見込が予定を下回ったため
人件費	2,822	2,645	支出見込が予定を下回ったため
一般管理費	609	541	支出見込が予定を下回ったため
計	14,081	11,405	

詳細については、決算報告書を参照してください。

## 12. 財務諸表

### (1) 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	8,005	流動負債	6,985
現金・預金（*1）	7,734	運営費交付金債務	2,076
その他	270	預り寄附金	1,092
		未払金	3,545
		その他	273
固定資産	2,529	固定負債	2,251
有形固定資産	237	資産見返負債	615
無形固定資産	375	その他	1,636
投資その他の資産	1,917		
		負債合計	9,236
		純資産の部（*2）	
		資本金	
		政府出資金	958
		資本剰余金	△ 198
		利益剰余金	537
		純資産合計	1,297
資産合計	10,533	負債純資産合計	10,533

## (2) 行政コスト計算書

(単位：百万円)

	金額
I 損益計算書上の費用	11,526
国際観光振興事業費 (* 3)	10,798
交付金事業費 (* 4)	28
一般管理費 (* 5)	689
その他	7
臨時損失 (* 6)	4
II その他行政コスト	1
減価償却相当額	1
III 行政コスト	11,527

## (3) 損益計算書

(単位：百万円)

	金額
経常費用(A)	11,522
国際観光振興事業費 (* 3)	10,798
交付金事業費 (* 4)	28
一般管理費 (* 5)	689
その他	7
経常収益(B)	11,958
運営費交付金収益	10,960
国際観光振興事業収入	497
寄付金収益	29
資産見返負債戻入	161
その他	311
臨時損失(C) (* 6)	4
臨時利益(D)	0
当期純利益(E=B-A-C+D)	432
前中期目標期間繰越積立金取崩額(F)	54
当期総利益(E+F)	486

#### (4) 純資産変動計算書

(単位：百万円)

	I 資本金	II 資本剰余金	III 利益剰余金	純資産合計
当期期首残高	958	△ 213	7,140	7,886
当期変動額				
I 資本金の当期変動額	0	0	0	0
II 資本剰余金の当期変動額	0	15	0	15
利益剰余金の当期変動額	0	0	△ 6,604	△ 6,604
当期変動額合計	0	15	△ 6,604	△ 6,589
当期末残高 (* 2)	958	△ 198	537	1,297

#### (5) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー(A)	△ 9,926
業務費支出	△ 16,325
人件費支出	△ 452
その他の支出	△ 79
国庫納付金の支払額	△ 7,036
運営費交付金収入	13,324
寄附金収入	59
その他の収入	582
II 投資活動によるキャッシュ・フロー(B)	△ 10
III 資金に係る換算差額(C)	30
IV 資金増加額(又は減少額)(D=A+B+C)	△ 9,906
V 資金期首残高(E)	17,640
VI 資金期末残高(F=D+E)(* 7)	7,734

(参考) 資金期末残高と現金及び預金との関係

(単位：百万円)

	金額
資金期末残高(* 7)	7,734
現金及び預金(* 1)	7,734

詳細については、財務諸表を参照してください。

## 13. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

### (1) 貸借対照表

令和5年度末現在の資産合計は10,533百万円と、前年度比9,878百万円減(48.4%減)となっています。これは、令和5年度に7,036百万円を国庫納付したこと等により、現金及び預金が前年度比9,906百万円減(56.2%減)となったことが主な原因です。

令和5年度末現在の負債合計は9,236百万円と、前年度比3,289百万円減(26.3%減)となっています。これは当年度が第5期中期目標期間初年度であることから、運営費交付金債務が前年度比2,076百万円増となった一方で、未払金が5,402百万円減となったことが主な要因です。

### (2) 行政コスト計算書

損益計算書上の費用に加え、その他行政コストとして、資産の減価償却相当額等の費用が1百万円計上されています。その結果、行政コストは合計で、11,527百万円となっています。

### (3) 損益計算書

令和5年度末現在の経常費用は、11,522百万円と、前年度比6,892百万円減(37.4%減)となっています。これは、国際観光振興事業費が前年度比7,047百万円減(39.5%減)となったことが主な原因です。

また、令和5年度末現在の経常収益は、11,958百万円と、前年度比9,092百万円減(43.2%減)となっています。これは、運営費交付金収益が前年度比9,243百万円減(45.8%減)となったことが主な原因です。

### (4) 純資産変動計算書

令和5年度の純資産は、資産の取得による資本剰余金への振替額16百万円が増加した一方で、資産の減価償却相当額として1百万円減少しました。また、国庫納付により利益剰余金が7,036百万円減少しました。

上記に加え、当期純利益として432百万円を計上した結果、純資産は6,589百万円減少し、1,297百万円となっています。

### (5) キャッシュ・フロー計算書

令和5年度の業務活動によるキャッシュ・フローは、9,926百万円の支出超過となっています。これは、7,036百万円を国庫納付したことが主な要因です。

また、令和 5 年度の投資活動によるキャッシュ・フローは 10 百万円の支出超過と、支出超過額は前年度比 255 百万円減(96.3%減)となっています。これは、有形固定資産支出が前年度比 43 百万円減、無形固定資産の取得による支出が前年度比 208 百万円減となったことが主な要因です。

## 14. 内部統制の運用に関する情報

当機構では、業務方法書にて、役員(監事を除く。)の職務の執行が独立行政法人通則法、独立行政法人国際観光振興機構法又はその他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)整備に関する事項を定めており、各項目の実施状況は以下のとおりです。

### <法人運営(業務方法書第 15 条)>

経営理念・行動指針、役職員倫理規程を定めています。令和 5 年度は、経営理念・行動指針に関する意見交換を部署・役職横断によるチームで行い、経営理念・行動指針の組織内への浸透を図りました。

### <理事会の設置及び役員の分掌(業務方法書第 16 条)>

理事会の設置及び役員の分掌に関する規程等を整備しています。令和 5 年度には、理事会を 22 回開催し、組織運営・人事・経理・業務執行等に関する重要事項について、審議等を行いました。

### <中期計画等の策定及び評価(業務方法書第 17 条)>

中期計画等の策定及び評価に関する規程を整備しています。令和 5 年度も、年度計画を策定し、毎月の進捗管理を理事会等の定例会議において行うことで、年度計画の達成に向け事業の効果的な実施につなげました。

### <内部統制の推進及びリスク評価と対応(業務方法書第 18 条)>

内部統制の推進及び業務実施の障害となるリスク要因の事前の識別、分析、評価及び当該リスクへの適切な対応に関する規程等を整備しています。令和 5 年度には、過年度に導入したリスク管理について客観的で専門性の高い手法を確立し、リスク管理の高度化を推進しました。具体的には、内部統制委員会を 2 回開催し、機構内に潜在しているリスクに対し、それぞれの個別評価を実施した上で、明確なアクションプラン及び目標リスクを設定することで、今後のマネジメント方法を確立しています。なお、海外事務所においても、各事務所共通リスクに加え、個別のリスクを洗い出し、国内同様の対策を施すことによって、機構全体のリスク強化を図っています。また、内部統制監理者(理事長代理)と各理事、部長等の意見交換を実施し、組織にとって重要な課題やリスクについての対応方針・対応状況を整理しました。

そのほか、さらなる内部統制体制の強化のため、内部統制に関する規程整備、マニュアル等の整備、教育の充実、海外現地法令、情報セキュリティ対策等を強化したことで、組織全体の内部統制の更なる体制強化を図っております。

#### <情報システムの整備と利用(業務方法書第 19 条)>

情報システムの整備と利用に関する規程を整備しています。令和 5 年度には、情報システム管理委員会を 1 回開催し、VJ 事業一元管理システムの開発、情報システム管理台帳の更新、次期基幹 ICT インフラの整備、次期テレワーク環境の整備等について審議し、これらを推進しました。

#### <情報セキュリティの確保及び個人情報保護(業務方法書第 20 条、第 21 条)>

情報セキュリティの確保に関する規程等及び個人情報保護に関する規程を整備しています。

令和 5 年度には、情報セキュリティ委員会において、情報セキュリティに係る対策推進計画の審議と情報セキュリティインシデントの防止対策を検討するとともに、情報セキュリティ対策チーム会議を 4 回開催し、対策の推進状況や対策結果等を確認しました。

また、個人情報保護管理委員会において、個人情報保護のための各種取組の情報共有や、各国での個人情報保護法について、弁護士を招いてポイント解説を実施するなど、制度理解への取組を進めました。

#### <監事及び監事監査(業務方法書第 22 条)>

監事及び監事監査に関する規程を整備し、監事監査を実施しています。令和 5 年度には、決算監査(財務諸表等監査・業務監査)、海外事務所監査を実施し、監査結果を国土交通大臣及び理事長等へ報告しました。また、理事会や内部統制委員会等の重要な機構内会議や契約監視委員会に出席し、必要に応じて意見を述べる等、日常業務における監査活動等を行い、内部統制の強化と業務の改善につなげました。

#### <内部監査(業務方法書第 23 条)>

監査室を設置し、本部及び海外事務所にて内部監査を実施しています。専門的知識が必要となる情報セキュリティ分野の監査では、海外事務所において外部専門家を活用した監査を実施し、監査の充実に努め、業務の改善につなげました。また、監査終了後に被監査部門に対してのアンケート調査、(一社)日本内部監査協会等が開催する研修への参加及び他の独立行政法人監査室との意見交換により、監査自体の品質向上に努めました。

#### <入札・契約(業務方法書第 24 条)>

入札及び契約に関する規程等を整備しています。令和 5 年度には、契約監視委員会を 1 回実施し、機構が調達した契約の状況等について確認を行いました。

#### <予算の適正な配分(業務方法書第 25 条)>

運営費交付金を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制整備及び評価結果を機構内部の予算配分等に活用する仕組みを構築しています。

<情報の適切な管理及び公開(業務方法書第 26 条)>

情報の適切な管理及び公開に関し、文書管理規程等を整備し、機構の意思決定に係る文書が適切に管理されることを担保するとともに、財務情報を含む法人情報のウェブサイト等での公開について定めています。財務情報を含む法人情報のウェブサイト等での公開については、16. (2) その他公表資料等との関係の説明をご参照ください。

<職員の人事・懲戒(業務方法書第 27 条)>

職員(非常勤職員等を含む)の人事管理方針に関する規程を整備しています。

## 15. 法人の基本情報

### (1) 沿革

昭和 39 年 4 月 特殊法人国際観光振興会設立

平成 15 年 10 月 独立行政法人国際観光振興機構設立

### (2) 設立に関する根拠法

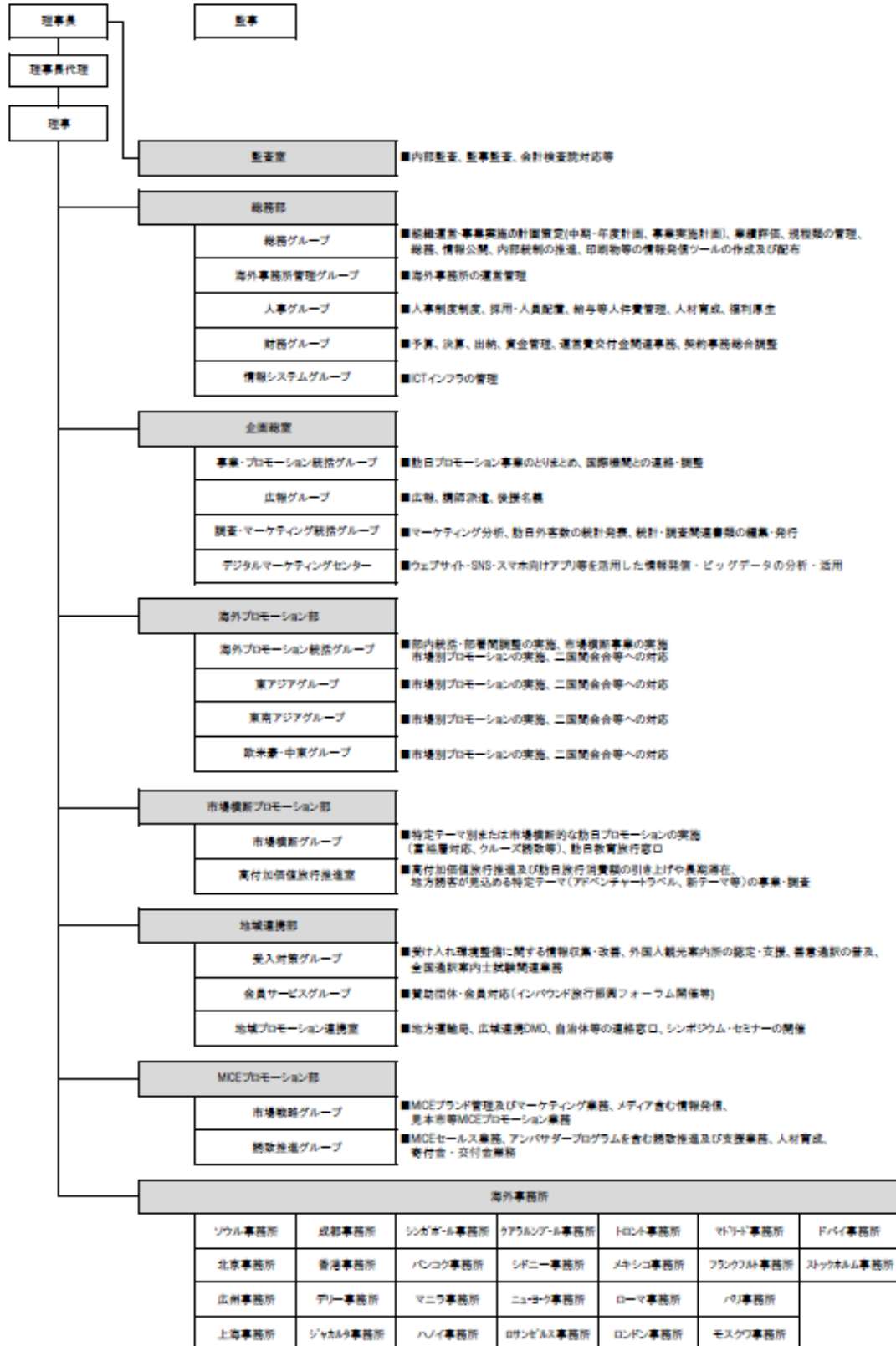
独立行政法人国際観光振興機構法(平成 14 年法律第 181 号)

### (3) 主務大臣

国土交通大臣(国土交通省観光庁国際観光部国際観光課)

## (4) 組織図

(令和6年3月31日現在)



## (5) 事務所の所在地

(令和6年3月31日現在)

本部	東京都新宿区四谷 1-6-4
ソウル事務所	#202, Hotel President 2F Euljiro 16, Jung-gu, Seoul, Korea
北京事務所	中華人民共和国北京市朝陽区東三環北路 5 号北京発展大廈 410 室
広州事務所	中華人民共和国広東省広州市天河区林和西路 9 号耀中広場 B 棟 1310-11 室
上海事務所	中華人民共和国上海市延安西路 2201 号上海国際貿易中心 2111 室
成都事務所	中華人民共和国四川省成都市武侯区人民南路四段 3 号成都来福士広場弁公楼塔 2 棟 3105 室
香港事務所	Unit 807-809, 8/F., Prosperity Millennia Plaza, 663 King's Road, North Point, Hong Kong
デリー事務所	Unit No. 203, 2nd Floor, East Wing, World Mark 1, Asset - 11, Aerocity, New Delhi - 110037, India
ジャカルタ事務所	Summitmas I, 2F, Jalan Jenderal Sudirman, Kaveling 61-62 Jakarta Selatan 12190, Indonesia
シンガポール事務所	16 Raffles Quay, #15-09, Hong Leong Building, Singapore 048581
バンコク事務所	10th Floor Unit 1016, Serm-Mit Tower, 159 Sukhumvit 21Rd, Bangkok 10110, Thailand
マニラ事務所	8th Floor, Ayala Triangle Gardens Tower 2, Paseo de Roxas cor. Makati Avenue, Makati City, 1226, Philippines
ハノイ事務所	Unit 4.09 on the 4th Floor, CornerStone Building, 16 Phan Chu Trinh Street, Hoan Kiem District, Hanoi, Vietnam
クアラルンプール事務所	1st Floor, Chulan Tower, 3 Jalan Conlay, 50450 Kuala Lumpur, Malaysia
シドニー事務所	Suite 1, Level 4, 56 Clarence Street, Sydney NSW 2000, Australia
ニューヨーク事務所	250 Park Avenue, Suite 1900, New York, NY 10165, U.S.A.
ロサンゼルス事務所	707 Wilshire Boulevard, Suite 4325, Los Angeles, CA 90017, U.S.A.
トロント事務所	55 York Street, Suite 202, Toronto, ON M5J 1R7, Canada
メキシコ事務所	Avenida Ejército Nacional No. 579, Int.7-B, Col.Granada, Alc.Miguel Hidalgo, C.P. 11520, Ciudad de México, México
ローマ事務所	Via Barberini 95, 00187, Rome, Italy
ロンドン事務所	1st floor, 125 Kensington High Street, London W8 5SF, U.K.
マドリード事務所	Carrera de San Jerónimo 15 - 3, 28014, Madrid, Spain
フランクフルト事務所	Kaiserstrasse 11, 60311 Frankfurt am Main, Germany
パリ事務所	4, rue de Ventadour 75001 Paris, France
モスクワ事務所	3rd Floor, 5, Bryanskaya Street, Moscow, Russia
ドバイ事務所	Room No.806, Shangri-la Hotel, Sheikh Zayed Road, Dubai, UAE

ストックホルム事務所	c/o United Spaces Klarabergsviadukten 63, (Blekholmsgatan 2F) 111 64 Stockholm, Sweden
------------	---

## (6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況

当該項目については該当なし

## (7) 主要な財務データの経年比較

〔法人単位〕

(単位：百万円)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
資産	16,304	29,677	27,795	20,412	10,533
負債	14,616	26,837	23,005	12,526	9,236
純資産	1,687	2,840	4,790	7,886	1,297
行政コスト	14,001	9,295	13,298	18,417	11,527
行政サービス実施コスト	-	-	-	-	-
経常費用	13,703	9,286	13,291	18,414	11,522
経常収益	14,364	10,310	15,203	21,050	11,958
当期総利益（△総損失）	656	1,018	1,910	3,085	486
業務活動によるキャッシュ・フロー	8,303	12,655	△ 2,000	△ 7,318	△ 9,926
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 153	△ 189	△ 198	△ 265	△ 10

〔一般勘定〕

(単位：百万円)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
資産	13,326	24,570	23,321	18,059	6,258
負債	11,770	21,923	18,787	10,893	5,114
純資産	1,556	2,647	4,534	7,165	1,144
行政コスト	10,054	7,701	11,014	16,415	5,399
行政サービス実施コスト	-	-	-	-	-
経常費用	9,756	7,692	11,008	16,413	5,394
経常収益	10,332	8,655	12,856	18,831	5,695
当期総利益（△総損失）	571	956	1,847	2,620	351
業務活動によるキャッシュ・フロー	5,782	10,532	△ 1,364	△ 5,196	△ 11,831
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 153	△ 189	△ 186	△ 264	△ 10

## 〔国際観光旅客税財源勘定〕

(単位：百万円)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
資産	2,939	5,078	4,449	2,327	4,218
負債	2,836	4,907	4,212	1,624	4,085
純資産	104	171	238	703	134
行政コスト	3,880	1,594	2,282	2,001	6,103
行政サービス実施コスト	-	-	-	-	-
経常費用	3,880	1,594	2,282	2,001	6,103
経常収益	3,966	1,661	2,349	2,220	6,237
当期総利益（△総損失）	86	67	67	465	134
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,562	2,133	△ 631	△ 2,123	1,874
投資活動によるキャッシュ・フロー	-	-	△ 12	△ 0	-

## 〔交付金勘定〕

(単位：百万円)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
資産	39	29	25	26	58
負債	11	7	7	9	38
純資産	28	22	18	18	19
行政コスト	66	5	4	2	28
行政サービス実施コスト	-	-	-	-	-
経常費用	66	5	4	2	28
経常収益	66	0	0	2	30
当期総利益（△総損失）	△ 1	△ 5	△ 4	△ 0	2
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 41	△ 9	△ 5	2	31
投資活動によるキャッシュ・フロー	-	-	-	-	-

## (8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画

### ① 予算

(単位：百万円)

区別	合計
収入	
運営費交付金	12,542
事業収入	396
事業外収入	-
寄附金収入	390
計	13,328
支出	
業務経費	9,398
受託経費	390
交付金事業経費	100
人件費	2,822
一般管理費	618
計	13,328

## ②収支計画

(単位：百万円)

区別	合計
費用の部	
経常費用	13,478
業務経費	9,398
受託等経費	390
交付金事業経費	100
一般管理費	3,440
減価償却費	151
収益の部	13,478
運営費交付金収益	12,542
国際観光振興事業収入	686
寄附金収益	100
資産見返運営費交付金戻入	151
事業外収益	-
純利益	△ 0
前中期目標期間繰越積立金取崩	0
総利益	-

③ 資金計画

(単位：百万円)

区別	合計
資金支出	13,328
業務活動による支出	13,328
投資活動による支出	-
財務活動による支出	-
翌年度への繰越金	-
資金収入	13,328
業務活動による収入	13,328
運営費交付金による収入	12,542
寄附金等収入	390
事業収入	396
事業外収入	-
投資活動による収入	-
財務活動による収入	-
前年度よりの繰越金	-

## 16. 参考情報

### (1) 要約した財務諸表の科目の説明

#### ① 貸借対照表

現金及び預金	: 現金、預金
その他(流動資産)	: 棚卸資産、前払金、前払費用、未収金、賞与引当金見返等
有形固定資産	: 建物附属物、工具器具備品等長期にわたって使用又は利用する有形の固定資産
無形固定資産	: 長期にわたって使用又は利用するソフトウェア及び商標権等の無形の固定資産
投資その他の資産	: 事務所の敷金・保証金、破産更生債権等、貸倒懸念債権、長期前払費用、前払年金費用、退職給付引当金見返
運営費交付金債務	: 業務を実施するために国から交付された運営費交付金のうち、未配分の部分に該当する債務残高
預り寄附金	: 訪日旅行促進事業を実施するために寄附者から受領した寄附金のうち、未実施の部分に相当する残高、及び国際会議の誘致の促進及び開催の円滑化を行うため、国際会議等を主催する者への資金援助のために寄附金を交付するために募集した寄附金の預り残高
未払金	: 次年度以降に支出する債務残高
その他(流動負債)	: 未払費用、未払消費税、預り金等の経過勘定、賞与引当金
資産見返負債	: 運営費交付金等で取得した固定資産相当額
その他(固定負債)	: 退職給付引当金、前払年金費用見返
政府出資金	: 国からの出資金であり、機構の財産的基礎を構成
資本剰余金	: 資本金及び利益剰余金以外の資本であって、国から出資された固定資産の評価替資本、運営費交付金と寄附金で取得したもので独立行政法人の財産的基礎を構成するもの
利益剰余金	: 業務に関連して発生した剰余金の累計額

## ② 行政コスト計算書

- 損益計算書上の費用 : 独立行政法人が実施する行政サービスのコストのうち、独立行政法人の損益計算書上に計上される費用
- その他行政コスト : 償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産の減価償却費相当額(損益計算書には計上していないが、累計額は貸借対照表に記載されている。)

## ③ 損益計算書

- 国際観光振興事業費 : 訪日外国人の来訪促進に係る事業費
- 交付金事業費 : 預かった寄附金のうち、会議主催者に交付した金額及びその業務に伴う経費
- 一般管理費 : 人件費、事務所賃借料、間接事務経費及び減価償却費等の経費
- その他(経常費用) : 雑損
- 運営費交付金収益 : 運営費交付金債務のうち、当期の収益として認識したもの
- 国際観光振興事業収入 : 訪日外国人の来訪促進に係る賛助者からの寄附金収入、訪日外客情報提供等に係る会員からの会費収入、観光情報の提供収入、通訳案内士法に基づき行われる通訳案内士試験の受験手数料収入、訪日外国人の増大を目的とした受託業務収入等
- 寄附金収益 : 国際会議の誘致の促進及び開催の円滑化を行うため、国際会議等を主催する者への資金援助のために寄附金を交付した寄附金及びその管理費相当額の収入
- 資産見返負債戻入 : 資産見返負債のうち、減価償却及び除却相当額を取崩して当期の収益として認識した収益
- その他(経常収益) : 賞与引当金見返に係る収益、退職給付引当金見返に係る収益、財務収益及び雑益
- 臨時損失 : 固定資産の除却損
- 臨時利益 : 貸倒引当金戻入益

④ 純資産変動計算書

当期末残高 : 貸借対照表の純資産の部に記載されている残高

⑤ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー : 通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、完成品又はサービス購入による支出、人件費支出等が該当

投資活動によるキャッシュ・フロー : 将来にむけた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産の取得、敷金・保証金の差入、返還が該当

資金に係る換算差額 : 外貨建て取引を円換算した場合の差額

## (2) その他公表資料等との関係の説明

事業報告書に関連する報告書等として、以下の報告書等を作成しており、当機構のウェブサイトの「事業計画・活動報告書」のページにて公表しています。

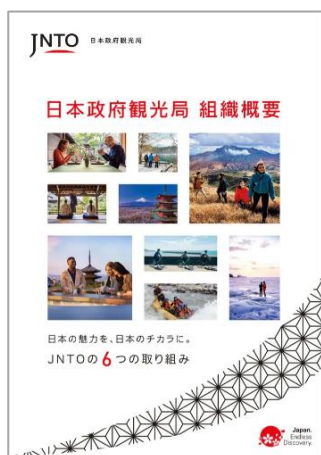
- ✓ 中期計画
- ✓ 年度計画
- ✓ 財務諸表
- ✓ 決算報告書
- ✓ 監査報告
- ✓ 業務実績に関する自己評価

URL: <https://www.jnto.go.jp/about-us/plan-report/>



- ✓ ウェブサイト

この他、ウェブサイトでは、当機構のご案内や事業に関する情報等を発信しています。



<事業概要パンフレット>

<https://www.jnto.go.jp/projects/business-overview/jp/#page=1>



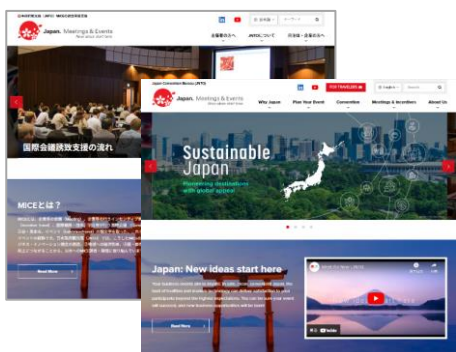
<法人ウェブサイト>  
<https://www.jnto.go.jp/>



<地域インバウンド促進ページ>  
<https://www.jnto.go.jp/projects/regional-support/>



<日本の観光統計データサイト>  
<https://statistics.jnto.go.jp/>



<コンベンション誘致開催支援サイト>  
(日)<https://mice.jnto.go.jp/>  
(英)<https://www.japanmeetings.org/>



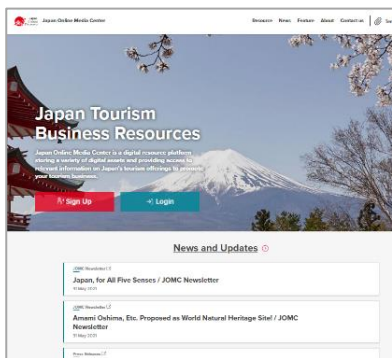
<グローバルウェブサイト>  
(海外向け)<https://www.japan.travel/en/>  
(国内向け)<https://www.japan.travel/jp/>



<訪日教育旅行ガイドサイト>  
<https://education.jnto.go.jp/ja/>



<観光案内所紹介サイト>  
<https://tic.jnto.go.jp/jpn/index.php>



<ジャパン・オンライン・メディア・センター>  
(海外・メディア向け)  
<https://business.jnto.go.jp/>



<市場動向ピックアップ>  
(22 重点市場からの訪日外客数や、当該市場における主な活動を紹介)  
[https://www.jnto.go.jp/inbound\\_market/report.html](https://www.jnto.go.jp/inbound_market/report.html)

✓ 報道発表資料

当機構の方針、取組や実績、訪日外客数の推計値等をリリースしています。

URL: <https://www.jnto.go.jp/news/press/>

＜令和5年度の報道発表事例＞

令和5年6月29日  
新たな「訪日マーケティング戦略」を策定！

日本の魅力と、日本のナカドに、  
**JNTO** 日本政府観光局

※本リリースは国土交通委員会、交通情報記者会に配布しております。  
2023年6月29日

**新たな「訪日マーケティング戦略」を策定！**  
～きめ細やかなプロモーションによる新たな訪日目標の達成に向けて～

観光庁・日本政府観光局（JNTO）は、本年3月に策定された「観光立国推進基本計画」で掲げられている「観光振興戦略」を、観光振興戦略（中核的施策）の「マーケティング推進」に基づいて、2023年度から2025年度を対象とする「訪日マーケティング戦略」を策定しました。本戦略に基づき、政府として世界に向けて「きめ細やかなプロモーションを推進」していきます。また、本戦略は、訪日観光に寄り添った「観光・観光振興と観光振興のマーケティング戦略にも活用」し、今後JNTOでは、国際関係の強化や観光振興の推進に積極的に取り組んでいきます。

観光庁・JNTOは、新たな「観光立国推進基本計画」に掲げられた、訪日外国人旅行者数（15万人、消費総額200万円/人）、訪日外国人旅行者一人当たり地方滞在数（2泊）、訪日外国人旅行者数（2019年水準）といった政府目標の達成に向け、JNTOが実施した各種調査の結果をベースに、外部事業者や海外事務所などの状況も踏まえ、2023年度までの戦略を策定しました。

本戦略は、特設窓口は観光を主題とし、近江町・ソラトピア重点市場ごとの「市場別戦略」、企画・付随施設旅行やアドベンチャー旅行（AT）、大衆・関西圏外に注力する「市場別戦略」、国際関係・インセンティブ旅行の取組に向けた「MICE戦略」の3部構成となっています。

市場別戦略では、各市場から旅行消費市場や地方経済圏に高い関与度を持つ等を通じ、各ターゲットの興味関心に応じたコミュニケーション（ソーシャル・メディア）戦略を展開する考えです。また、各ターゲットの観光メディアや旅行予約方法に基づいた最適なプロモーション手法も優先順位をつけて展開していきます。

市場別戦略では、高付加価値旅行の促進に向け、国内関係者のネットワーク、サービス提供の効率化、サービスの向上を進めます。また、ATでは、ATの国際団体 Adventure Travel Trade Association (ATTA) と連携し、日本市場で国際的な認知度を高め、観光客を確保することとしています。大衆・関西圏外向けには、付随施設の高価値を確保しつつ、万博を契機とした地方振興を進めます。

MICE戦略では、「観光立国推進基本計画」に加え、本年5月に策定された「新たなインバウンド拡大アクションプラン」を踏まえた上で、大衆・関西圏外をポストコロナの新しいニーズに応じた国際関係・インセンティブ旅行の取組を進めていきます。

この戦略については、今後、関係向けセミナーなどで説明方法について説明していくこととしています。各関係の要望は、観光の振興及び各市場別戦略、市場別ターゲットに関するお問い合わせは、以下JNTOホームページよりご確認ください。

訪日マーケティング戦略について

【お問い合わせ先】  
企画調整 事業プロモーション戦略グループ  
総務 企画  
TEL: 03-5369-3342  
E-MAIL: [global\\_projects@jnto.go.jp](mailto:global_projects@jnto.go.jp)  
URL: <https://www.jnto.go.jp>

観光庁 企画調整課 企画調整グループ  
TEL: 03-5369-3342 FAX: 03-5369-5200  
URL: <https://www.jnto.go.jp>

観光庁 企画調整課 企画調整グループ  
TEL: 03-5369-3342 FAX: 03-5369-5200  
URL: <https://www.jnto.go.jp>

令和5年11月30日  
大阪・関西万博特設ウェブページを開設！

日本の魅力と、日本のナカドに、  
**JNTO** 日本政府観光局

※本リリースは国土交通委員会、交通情報記者会に配布しております。  
2023年11月30日

**大阪・関西万博特設ウェブページを開設！**  
～第1弾として万博情報や訪日旅行に役立つ情報を提供、中国語圏および台湾語圏等でも公開～

●2023年11月30日（木）より、大阪・関西万博特設ウェブページを開設します。  
●本取り組みを通じて、万博を契機とした訪日旅行の認知向上と地方経済を支援します。

特設ウェブページイメージ

日本政府観光局（JNTO）は、大阪・関西万博の開催を契機として訪日客の増加を促すため、万博をきっかけとして日本に興味を持った外国人、および万博特設訪日客を対象とした特設ウェブページを開設しました。万博のテーマと連動した日本各地のサステナブル・ツーリズムを旅行先と地域住民の両面から発信することで、地域振興を促進することを目的としています。本ウェブページは中国語圏の訪日客を想定しており、その第1弾として、万博の開催情報や訪日旅行の楽しみ方に関する最新情報や、観光・宿泊予約、旅行保険等の多言語化にて、11月30日（木）に公開しました。さらに第2弾として、万博テーマに関連した日本各地の観光情報やサステナブルな観光を推進し、万博期間をきっかけとした日本観光の魅力をアピールしていきます。

また万博特設の観光ポータルサイト「Expo2025 Official Experiential Travel Guide」とも連携し、海外サイトへの訪日外国人のアクセスを促します。

【お問い合わせ先】  
企画調整 事業プロモーション戦略グループ  
総務 企画  
TEL: 03-5369-3342  
E-MAIL: [global\\_projects@jnto.go.jp](mailto:global_projects@jnto.go.jp)  
URL: <https://www.jnto.go.jp>

観光庁 企画調整課 企画調整グループ  
TEL: 03-5369-3342 FAX: 03-5369-5200  
URL: <https://www.jnto.go.jp>

観光庁 企画調整課 企画調整グループ  
TEL: 03-5369-3342 FAX: 03-5369-5200  
URL: <https://www.jnto.go.jp>

令和6年1月25日  
世界22市場を対象とした国外旅行・訪日旅行に関する新たな調査結果を公表！

日本の魅力と、日本のナカドに、  
**JNTO** 日本政府観光局

※本リリースは国土交通委員会、交通情報記者会に配布しております。  
2024年1月25日

**世界22市場を対象とした国外旅行・訪日旅行に関する新たな調査結果を公表！**

●日本政府観光局（JNTO）は、世界22市場を対象に、国際的な往來が本格化した訪日客の増加を促すための調査結果に関するアンケート調査を実施しました。調査では、今後の訪日旅行の意向や、海外旅行に関する関心事項などを把握し、日本市場での今後の訪日旅行の促進に活用します。

●2023年3月に策定された「観光立国推進基本計画」で掲げられている「訪日観光客の増加」を踏まえ、地方自治体との連携を強化し、本調査結果も踏まえて市場別戦略の策定に活用し、訪日旅行プロモーションに取り組んでいきます。

【調査対象】  
調査対象：韓国、中国、台湾、香港、タイ、インドネシア、フィリピン、ベトナム、インド、東南アジア、オーストラリア、ニュージーランド、アメリカ、ヨーロッパ、中東、アフリカ、南米、オセアニア、ロシア、その他（計22市場）

【調査期間】  
2023年10月1日～2023年12月31日

【調査方法】  
オンラインアンケート調査（1～2市場の調査結果を掲載）

【調査結果】  
2023年1～3月  
\*A9は2023年中東圏において、2015年～2023年調査時時点、調査対象国の中で最も増加率が高かった市場です。

【主な調査結果】  
●今後の海外旅行意向  
今後海外旅行の意向として、東アジア、東南アジア圏では10市場中9市場で日本の旅行先として、欧米圏、インド、中東圏でも大半の市場において日本の旅行先として5倍以上増加した。

●日本の海外旅行先に関する意向  
今後の海外旅行先として、東アジア（東京、大阪、京都）以外の地方エリアを選択した訪日旅行者は、東アジア・東南アジア圏でも増加し、欧米圏、インド、中東圏でも増加傾向にあることが明らかになった。

●海外旅行の目的と関心事項  
世界22市場合計では「観光（レジャー）」が最も多かった。「アート鑑賞」「自然体験」も関心事項として増加傾向にあることが明らかになった。市場別では「アート鑑賞」がそれぞれ顕著な増加傾向にあることが明らかになった。

詳細は「V」海外市場別調査結果発表資料をご覧ください。

【お問い合わせ先】  
企画調整 事業プロモーション戦略グループ  
TEL: 03-5369-6020  
E-MAIL: [global\\_projects@jnto.go.jp](mailto:global_projects@jnto.go.jp)

観光庁 企画調整課 企画調整グループ  
TEL: 03-5369-3342 FAX: 03-5369-5200  
URL: <https://www.jnto.go.jp>

観光庁 企画調整課 企画調整グループ  
TEL: 03-5369-3342 FAX: 03-5369-5200  
URL: <https://www.jnto.go.jp>

令和6年2月15日  
スウェーデンにストックホルム事務所を開設します！

日本の魅力と、日本のナカドに、  
**JNTO** 日本政府観光局

※本リリースは国土交通委員会、交通情報記者会に配布しております。  
2024年2月15日

**スウェーデンにストックホルム事務所を開設します！**

●日本政府観光局（JNTO）は、26カ国での海外拠点として2024年3月4日（月）にストックホルム事務所を開設します。

●ストックホルム事務所の開設を通じて北欧圏\*からのさらなるインバウンド観光を促進します！

2024年3月4日（月）、北欧圏の中心地ストックホルムに事務所を開設し、国際旅行情報提供や観光プロモーション活動を進めます。ストックホルム事務所は、2023年度から進捗が顕著となった北欧圏を重点的に、現地関係者との連携強化を図り、訪日観光客の増加を促進し、地方自治体との連携強化を図ります。また、日本市場での今後の訪日旅行の促進に活用します。海外旅行に関する情報は、市場別の意向が高まり、2024年には訪日旅行の増加の予定もあることが明らかになりました。日本観光振興事業の推進と、日本市場での今後の訪日旅行の促進に活用します。

開設した3月4日には、現地関係者、観光情報提供を促進し、観光プロモーション活動を行う予定です。

\*スウェーデン、デンマーク、ノルウェー、フィンランドの4カ国

【ストックホルム事務所】  
所長：若林 恭希  
次長：石野 悠  
住所：Klarabergsgatan 63, Waterford Building,  
111 64 Stockholm, Sweden  
連絡先: [stockholm@jnto.go.jp](mailto:stockholm@jnto.go.jp)

JNTO海外事務所設置の意義  
各地域において訪日旅行促進を図るため、以下の業務を行っています。  
① 現地関係者との連携強化  
② 市場別マーケティング  
③ 情報提供・観光情報提供  
④ 関係機関（MICE）の連携・促進

【お問い合わせ先】  
総務 企画調整グループ  
TEL: 03-5369-3340  
E-MAIL: [investor\\_management@jnto.go.jp](mailto:investor_management@jnto.go.jp)

観光庁 企画調整課 企画調整グループ  
TEL: 03-5369-3342 FAX: 03-5369-5200  
URL: <https://www.jnto.go.jp>

観光庁 企画調整課 企画調整グループ  
TEL: 03-5369-3342 FAX: 03-5369-5200  
URL: <https://www.jnto.go.jp>

✓ 当機構のサービス(賛助団体・会員制度)

当機構は、賛助団体の皆様によりインバウンド振興の取り組み支援をいただくとともに、会員の皆様のインバウンド事業の展開をお手伝いしています。

URL:

<https://www.jnto.go.jp/projects/members/index.html>



以上